

# **大磯町障がい者福祉計画**

**(第3次障がい者計画・第7期障がい福祉  
計画・第3期障がい児福祉計画)**

**令和6年3月**

**大 磯 町**



# はじめに



近年、障がい者福祉を進めるにあたっては、当事者の高齢化や障がいの重度化により、支援ニーズが複雑・多様化しており、障がいの特性に配慮した切れ目ない支援を行うため、より一層関係者が力を合わせた重層的な体制が求められています。

こうした中で、本町では、「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を基本理念として、令和5年度までを計画期間とする

おおいそまちしょう しゃふくしきいかく だい じょう しやけいかく だい き しょう ふくしきいかく だい き  
大磯町障がい者福祉計画（第3次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画をまとめたもの）をもとに、各種の対策を進めてきました。

こんかいつく あたら おおいそまちしょう しゃふくしきいかく れいわ ねんど けいかくきかん  
今回作った新しい大磯町障がい者福祉計画は、令和8年度までを計画期間としており、国や県の動向、これまでの本町の取組の成果を土台に、引き続き第3次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画をまとめた

いittaisei  
一体性のあるものにしています。

ほんちょう あたら けいかく そ だれ す な ちいき あんしん く  
本町では、この新しい計画に沿って、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービス事業者など関係機関、地域及び障がい者団体などと連携しながら、障がいのある人の自立と社会参加の支援、権利擁護と理解促進などに向けた様々な取組をさらに積み重ね、上記基本理念の実現を目指してまいります。

けいかく つく おおいそまちしょう しゃふくしきいかく  
計画を作るにあたり、熱心にご審議いただきました大磯町障がい者福祉計画  
さくていいいんかい みなさま ちょうさ きょうりょく  
策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査へのご協力やパブリックコメントなど、貴重なご意見をお寄せくださいました町民の皆様、すべての関係者の皆様  
こころ かんしやもう あ  
に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

大磯町長

池田 東一郎

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨について.....	1
1 計画策定の趣旨・背景 .....	1
2 国の政策動向について .....	2
3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置付け .....	6
4 計画の位置付け .....	7
5 計画の対象 .....	8
6 計画の期間 .....	8
7 計画の策定体制 .....	8
第2章 大磯町の状況.....	9
1 大磯町の現状 .....	9
2 アンケート調査結果からみた現状 .....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	52
1 基本理念 .....	52
2 基本目標 .....	53
3 計画の体系 .....	54
第4章 施策の展開.....	55
基本目標1 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち .....	55
基本目標2 いきいきと社会参加できるまち .....	66
基本目標3 支え合い、共に生きるまち .....	71
第5章 第7期障がい福祉計画.....	77
1 成果目標 .....	77
2 障害福祉サービスの見込量 .....	83
3 地域生活支援事業の見込量 .....	89

第6章 第3期障がい児福祉計画.....	94
1 成果目標 .....	94
2 障がい児福祉サービスの見込量 .....	96
3 子どもの発達を支援する取組の展開 .....	98
第7章 計画の推進.....	101
1 計画の推進 .....	101
2 計画の進行管理 .....	101
資料編 .....	102
1 策定経過 .....	102
2 策定委員会 .....	103
3 用語解説 .....	106
4 障がい者に関するマーク .....	111

・「障がい」の表記について

本計画では、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、「障害」を「障がい」と可能な限りひらがなで表記しています。





# 計画策定の趣旨について

## 1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化に伴い、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、地域社会において、全ての障がいのある人が安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年5月には「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

また、令和2年1月以降の新型コロナウィルス感染症の感染拡大は、町民の生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされています。

こうした中、本町では、令和2年度に策定した「大磯町障がい者福祉計画（第3次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」において、「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を基本理念に、障がいのあるなしに関係なく全ての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながらいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し取組を推進してきました。

「第3次障がい者計画」は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としており、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間に合わせて見直しを行います。

また、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした新たな大磯町障がい福祉計画を策定します。

## || 2 国の政策動向について

### (1) 障害者基本計画（第5次）の考え方

国においては令和5年3月に新たに「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

第3次障がい者計画の見直しにあたっては、「障害者基本計画（第5次）」の基本的な考え方を踏まえ、大磯町が目指すべき方向性を見直しました。

#### 障害者基本計画（第5次）の基本的な考え方

##### <理念>

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める

##### <基本原則>

- 地域社会における共生等
- 差別の禁止
- 国際的協調

##### <各分野に共通する横断的視点>

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

## (2) 基本的な指針の改正

障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイントを踏まえ、具体的なサービス供給計画や目標を定めました。

### 1) 指針見直しの主な事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
  - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
  - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
  - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
  - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
  - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
  - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
  - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
  - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
  - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
  - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
  - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
  - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
  - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
  - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
  - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 2) 市町村における成果目標の見直し事項

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築及び年1回以上の運用状況の検証・検討
- ・強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

3) 新設された市町村における活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

- ・居宅介護の利用者数、利用時間数
- ・重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- ・同行援護の利用者数、利用時間数
- ・行動援護の利用者数、利用時間数
- ・重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数  
※個々のサービスとしての指標に変更
- ・就労選択支援の利用者数、利用日数
- ・共同生活援助の利用者数（重度障害者の利用者数を追加）
- ・施設入所支援の利用者数（新たな入所希望者のニーズ・環境の確認）

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の自立訓練（生活訓練）

③相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

4) 障害者総合支援法改正で創設されたサービス

○就労選択支援

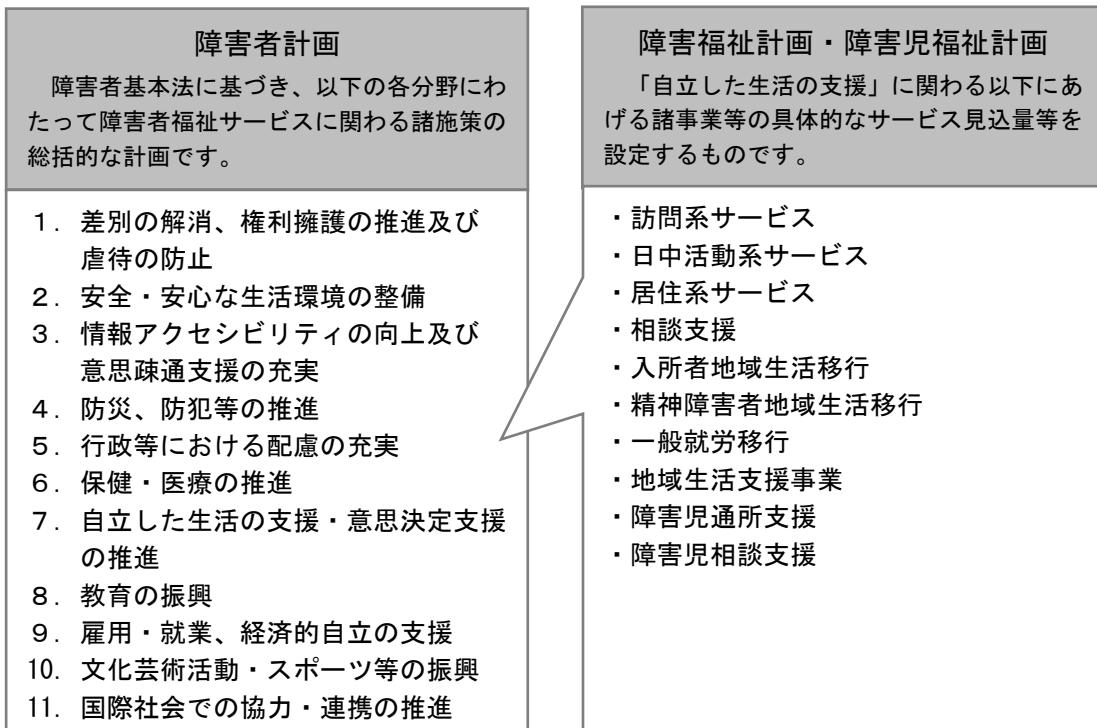
- ・本人の希望、能力や適正の評価、仕事中の配慮点の整理など必要なアセスメントを行ったうえで、事業者と調整して就労系サービスの利用や一般就労を促すもの
- ・障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する

### ||3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置付け

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援に関わる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第5次） (令和5年度～令和9年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参照すべき基準を示す)	
県		当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画 (かながわ障がい者計画・神奈川県障がい福祉計画)	
大磯町	第3次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

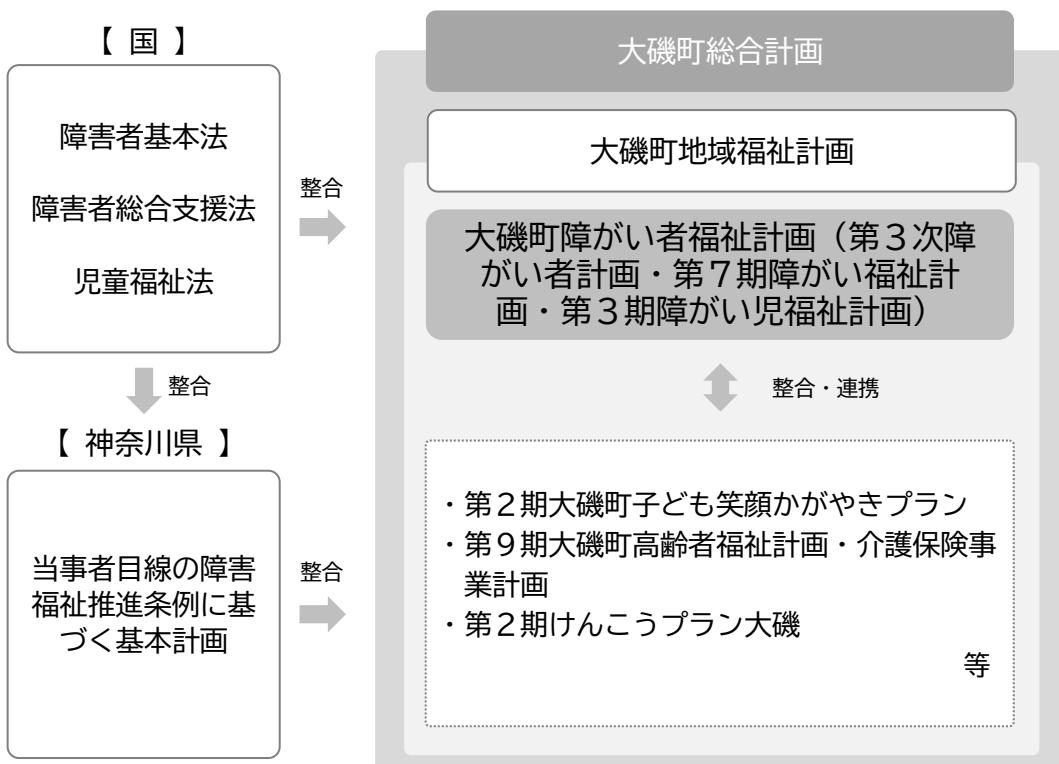


## 4 計画の位置付け

障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

これらの計画は、国の基本指針及び神奈川県が策定した関連計画や町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



## || 5 計画の対象

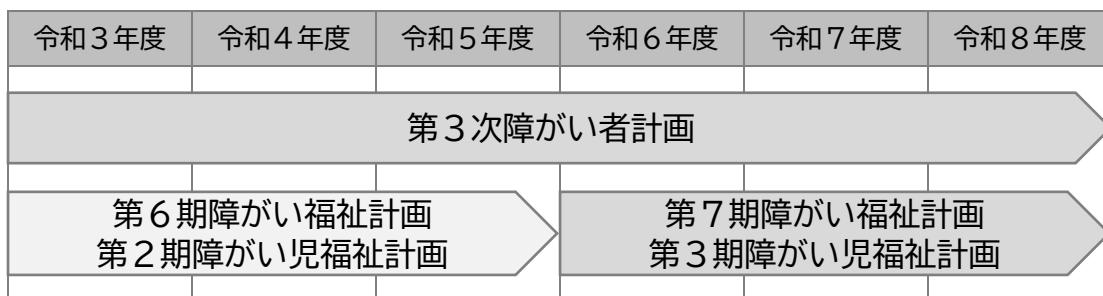
本計画では、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

本計画では障がい者の定義を、障害者基本法第2条においては、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされていることから、同様の定義とします。

## || 6 計画の期間

障がい者計画は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としており、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間に合わせて見直します。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とします。



## || 7 計画の策定体制

障がい者団体関係者をはじめ、福祉・教育・雇用等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「大磯町障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容に関し、議論を積み重ねました。

障がいのある人を対象にアンケート調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズなどについて把握、分析を行いました。

また、広く一般町民からパブリックコメントを募集するなど、計画内容の見直しへの反映に努めました。

# 大磯町の状況

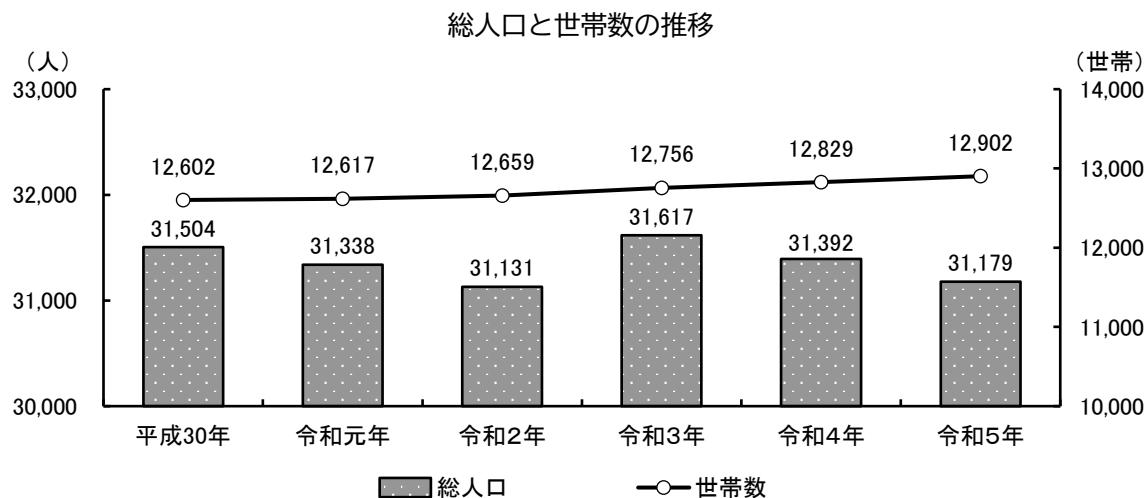
## 1 大磯町の現状

### (1) 人口等の状況

#### ① 総人口と世帯数の推移

本町の総人口は、令和5年4月1日現在31,179人で、減少傾向にあります。

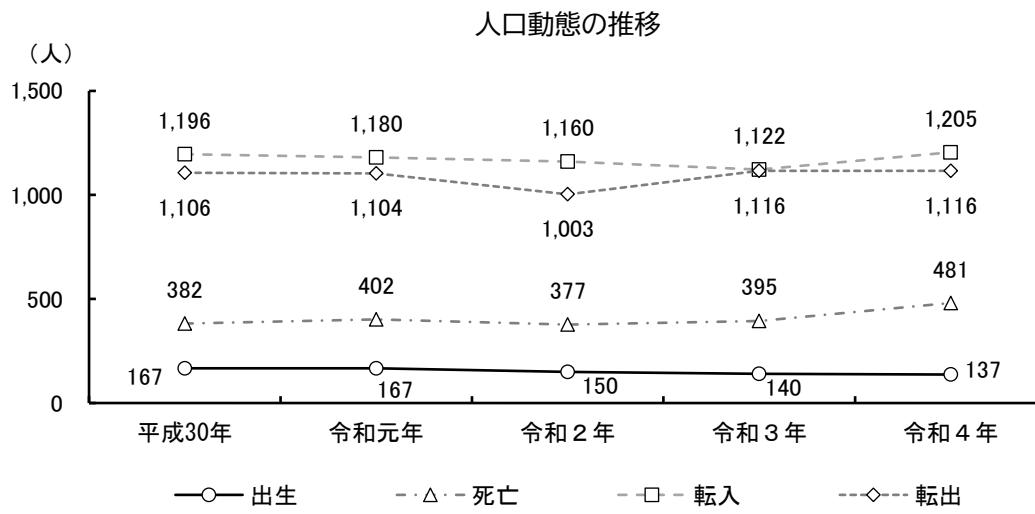
世帯数の推移をみると、令和5年4月1日現在12,902世帯で、平成30年以降增加傾向にあります。



## ② 人口動態の推移

転入・転出については、平成30年以降転入者数が転出者数を上回っています。

出生・死亡については、死亡数が出生数を上回るという状態が続き、その差は広がる傾向にあります。



資料：大磯の統計（各年中）

## ③ 一般世帯の構成

世帯構成では、県平均に比べ「核家族世帯」「その他の親族世帯」の割合が高いですが、以前に比べ「その他の親族世帯」の比率は減少し、「非親族及び単独世帯」の割合が増加しています（国勢調査結果[各年10月1日現在]より）。

一般世帯の構成

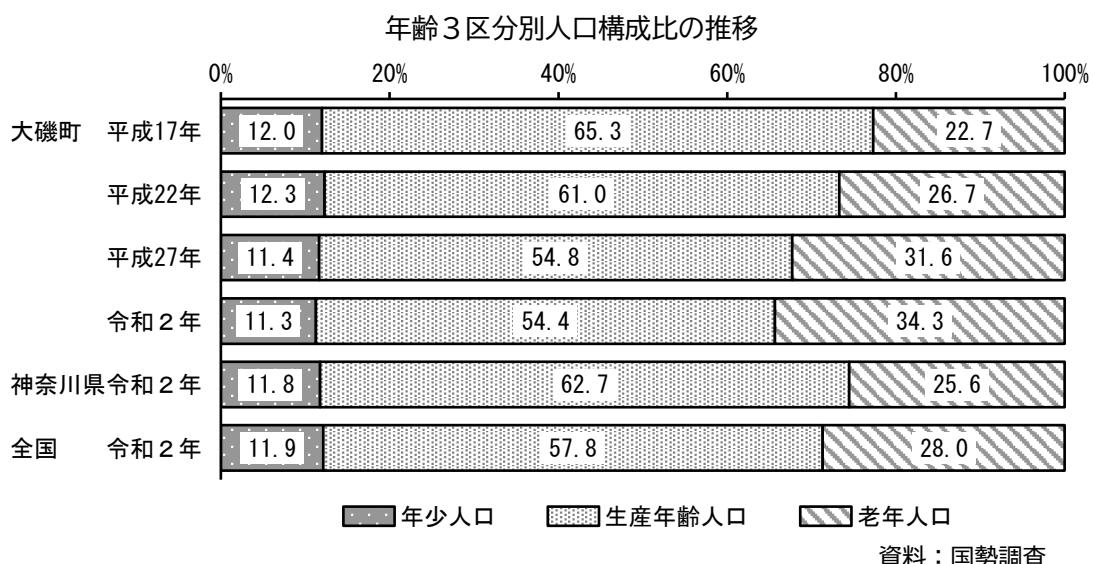
単位：%

区分	大磯町		神奈川県
	平成27年	令和2年	令和2年
核家族世帯	67.4	67.5	55.8
夫婦のみ	26.3	40.3	35.9
夫婦と子ども	32.2	30.5	49.1
ひとり親と子ども	8.9	14.5	15.0
その他の親族世帯	9.2	7.8	4.0
非親族及び単独世帯	23.4	24.8	40.2
合 計	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

#### ④ 年齢3区分別人口構成比の推移

本町においては高齢化が進み、年齢3区分別人口構成は、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、老人人口（65歳以上）の割合が増加する傾向を続けています。令和2年には、年少人口11.3%・生産年齢人口（15～64歳）54.4%・老人人口34.3%の構成となっており、老人人口比率は、県平均を8.7ポイント上回っています。



#### ⑤ 通勤・通学流出人口の推移

本町の町民の中で、通勤・通学で他市町村などへ通っている人のうち、「平塚市」に通っているという人が最も多く、通勤・通学流出人口全体の20%を超えています（第2、3位はそれぞれ「東京都（の区市町村）」、「横浜市」）。

通勤・通学流出人口の推移

単位：人、%

流入先	実 数		増減率	構成比	
	平成27年	令和2年		平成27年	令和2年
平塚市	2,934	2,881	-1.8	26.4	25.2
東京都	1,987	1,810	-8.9	17.9	15.8
横浜市	1,361	1,302	-4.3	12.2	11.4
小田原市	953	866	-9.1	8.6	7.6
藤沢市	663	716	8.0	6.0	6.3
茅ヶ崎市	435	457	5.1	3.9	4.0
その他	2,779	3,406	22.6	25.0	29.8
合 計	11,112	11,438	2.9	100.0	100.0

資料：国勢調査

## ⑥ 通勤・通学流入人口の推移

本町の町民の中で、通勤・通学で他の市町村などから通って来る人のうち、「平塚市」から、という人が最も多く、通勤・通学流入人口全体の約37%を占めています（第2、3位はそれぞれ「小田原市」、「二宮町」）。

通勤・通学流入人口の推移

単位：人、%

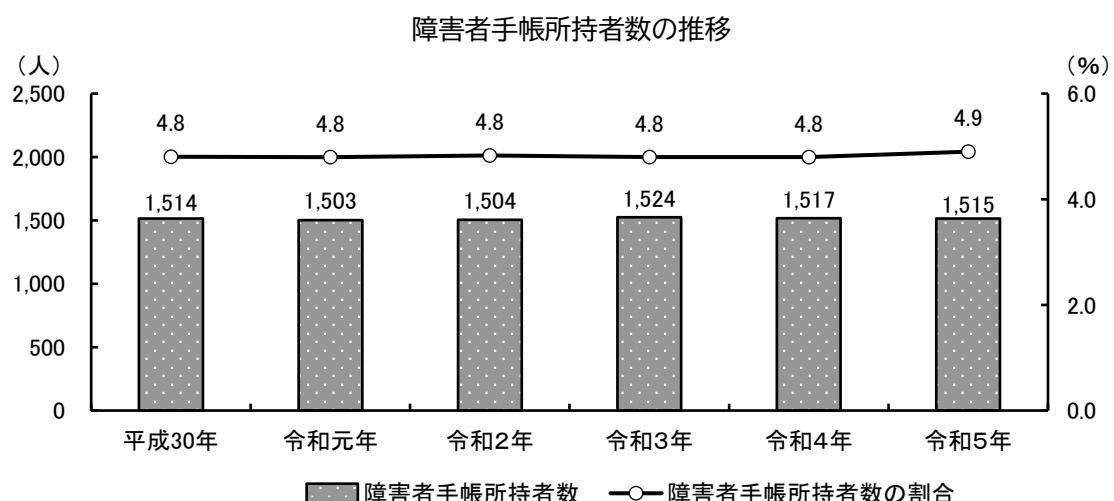
流入先	実 数		増減率	構成比	
	平成 27 年	令和 2 年		平成 27 年	令和 2 年
平塚市	1,675	1,560	-6.9	37.7	36.6
小田原市	551	535	-2.9	12.4	12.6
二宮町	472	468	-0.8	10.6	11.0
茅ヶ崎市	286	265	-7.3	6.4	6.2
秦野市	250	225	-10.0	5.6	5.3
藤沢市	155	173	11.6	3.5	4.1
その他	1,056	1,034	-2.1	23.8	24.3
合 計	4,445	4,260	-4.2	100.0	100.0

資料：国勢調査

## （2）障がい者の状況

### ① 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在1,515人で、ほぼ横ばいとなつております。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も4.9%と平成30年以降ほぼ横ばいとなっています。



資料：人口は神奈川県人口統計調査（各年4月1日現在）、

障害者手帳所持者数は身体障害者手帳、療育手帳は福祉課（各年4月1日現在）、

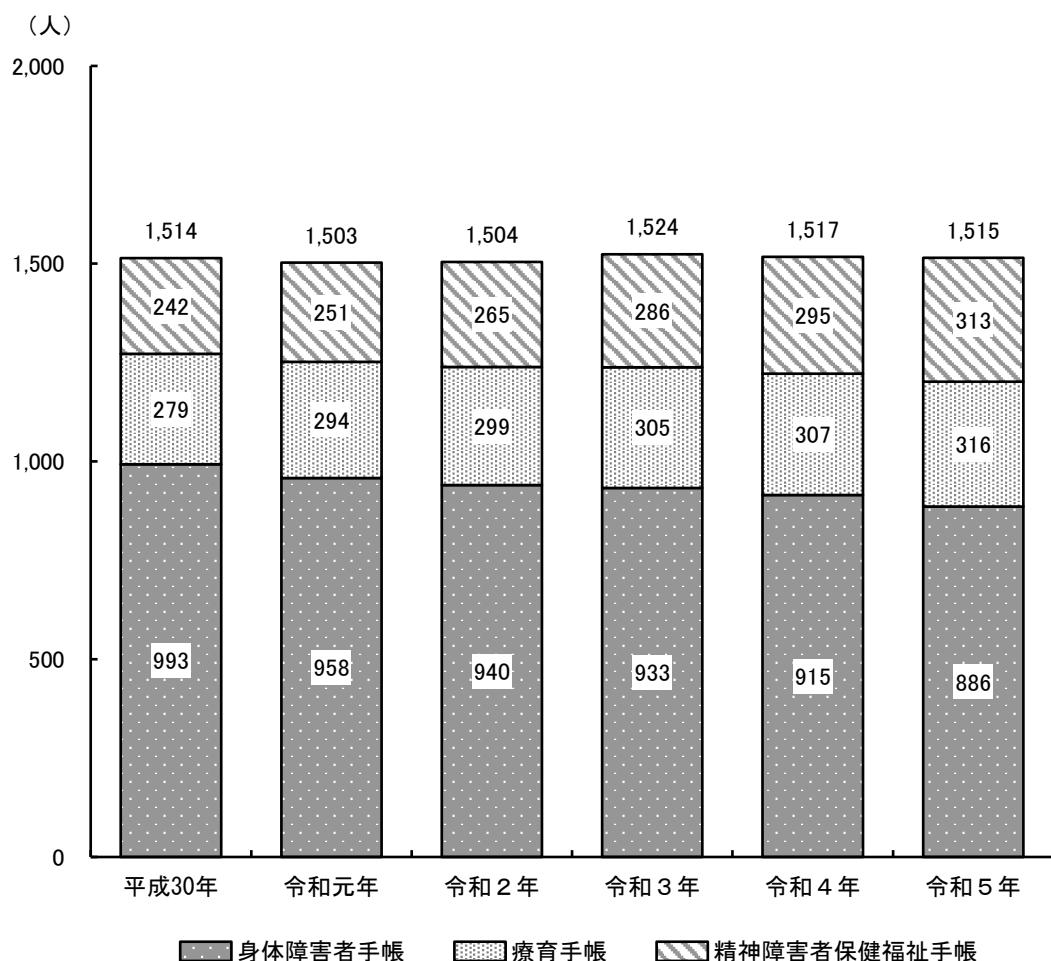
精神障害者保健福祉手帳は神奈川県精神保健福祉センター所報（各年3月31日現在）

## ② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年4月1日現在886人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在316人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和5年3月31日現在313人となっています。

障害者手帳別所持者数の推移



資料：障害者手帳所持者数は身体障害者手帳、療育手帳は福祉課（各年4月1日現在）  
精神障害者保健福祉手帳は神奈川県精神保健福祉センター所報（各年3月31日現在）

### (3) 身体障害者手帳所持者の状況

#### ① 身体障害者手帳所持者の等級別の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和5年4月1日現在、1級の手帳所持者数が336人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が194人となっています。また、1級から6級までの全ての等級で手帳所持者数の減少傾向がみられます。

身体障害者手帳所持者の等級別の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	368	355	346	354	349	336
2級	145	142	142	141	136	129
3級	150	138	136	136	141	143
4級	232	226	217	210	201	194
5級	48	45	46	43	40	40
6級	50	52	53	49	48	44
合計	993	958	940	933	915	886

資料：福祉課（各年4月1日現在）

#### ② 身体障害者手帳所持者の年齢別の状況

令和5年4月1日現在の身体障がい者の年齢構成をみると、65歳以上の人人が692人と最も多く、全体の78.1%を占めており、障がい者の「高齢化」がみられます。

身体障害者手帳所持者の年齢別の状況

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	全体に占める比率
0～17歳	3	7	5	1	2	0	18	2.0%
18～64歳	64	30	30	27	13	12	176	19.9%
65歳以上	269	92	108	166	25	32	692	78.1%
合計	336	129	143	194	40	44	886	100.0%

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

### ③ 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、令和5年4月1日現在、肢体不自由が396人（44.7%）と最も多く、次いで内部障がいが336人（37.9%）となっています。また、肢体不自由の手帳所持者数は年々減少しています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	全体に占める比率
肢体不自由	497	470	453	437	429	396	44.7%
内部障がい	340	332	329	335	333	336	37.9%
聴覚・平衡機能障がい	80	80	81	83	82	79	8.9%
視覚障がい	64	65	67	69	69	65	7.3%
音声・言語	12	11	10	10	10	10	1.1%
合計	993	958	940	934	923	886	100.0%

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## （4）療育手帳所持者の状況

### ① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、等級別では、令和5年4月1日現在、B2（軽度）判定の手帳所持者数が111人で最も多く、次いでB1（中度）判定の手帳所持者数が77人となっています。また、B2判定の手帳所持者数は年々増加しています。

年齢別では、18～64歳の手帳所持者数が185人と最も多く、次いで0～17歳が98人となっています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1（最重度）	54	58	60	60	60	61
A2（重度）	63	67	69	68	64	67
B1（中度）	70	76	76	78	80	77
B2（軽度）	92	93	94	99	103	111
合計	279	294	299	305	307	316

資料：福祉課（各年3月31日現在）

### 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

区分	A 1	A 2	B 1	B 2	合計
0～17 歳	9	12	18	59	98
18～64 歳	47	41	45	52	185
65 歳以上	5	14	14	0	33
合計	61	67	77	111	316

資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

## （5）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和5年3月31日現在、2級の手帳所持者数が217人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が63人となっています。また、2級の手帳所持者数は年々増加しています。

### 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移

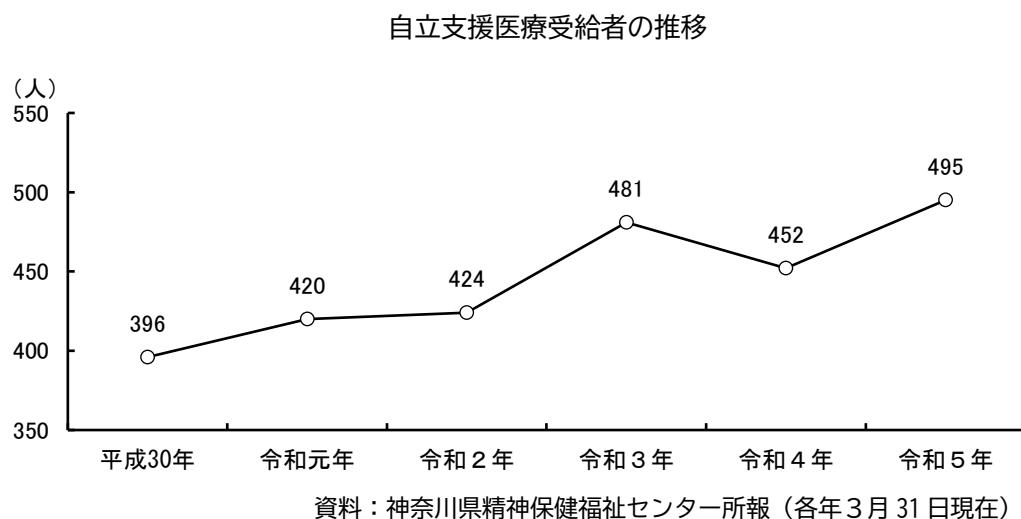
単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	34	32	32	32	33	33
2級	156	169	179	195	210	217
3級	52	50	54	59	52	63
合計	242	251	265	286	295	313

資料：神奈川県精神保健センター所報（各年3月31日現在）

## ② 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

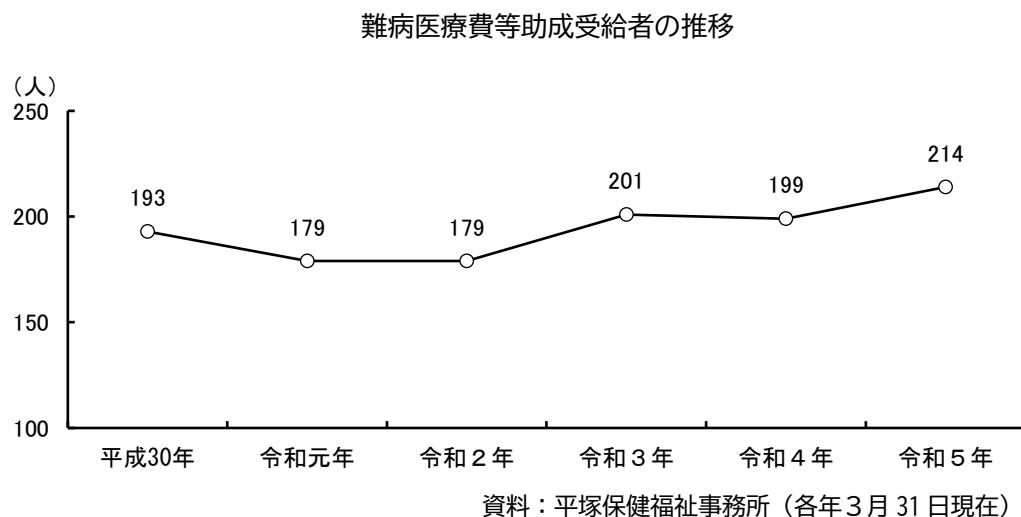
自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和5年3月31日現在495人で、年々増加しています。



## （6）特定医療費（指定難病）受給者の状況

### ① 難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和5年3月31日現在214人で、令和4年から令和5年にかけて大きく増加しています。



## ② 特定医療費受給者が1人以上いる対象疾患の数

特定医療費受給者が1人以上いる対象疾患の数は、令和5年では50種となっており、減少傾向となっています。また、平塚市に比べ、種類が半分程度となっています。

難病医療費等助成受給者の推移

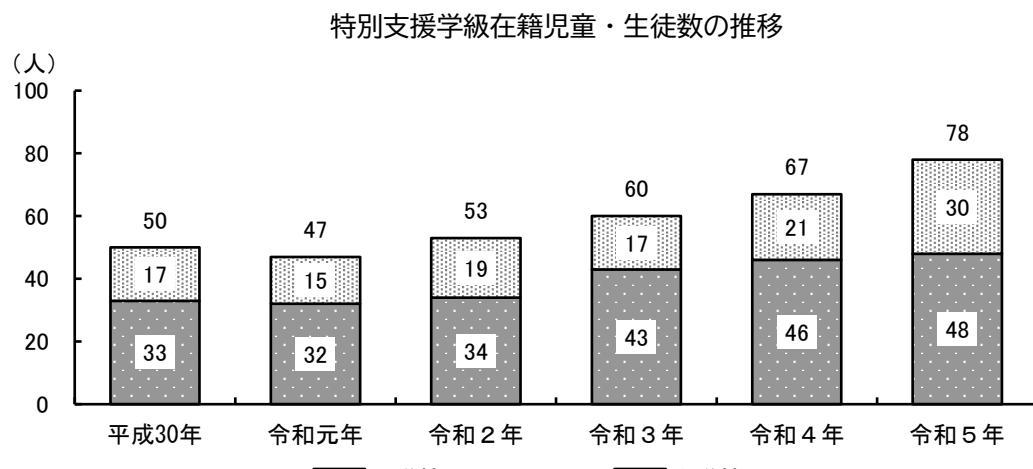
区分	令和3年	令和4年	令和5年
大磯町	52	51	50
参考：管内全体	110	116	116
平塚市	105	110	109
二宮町	51	50	50

資料：平塚保健福祉事務所（令和5年4月1日現在）

## （7）特別支援学級在籍児童・生徒の状況

### ① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和4年4月1日現在48人で、増加傾向にあります。中学校の生徒数では、令和5年4月1日現在30人で、増加傾向となっています。

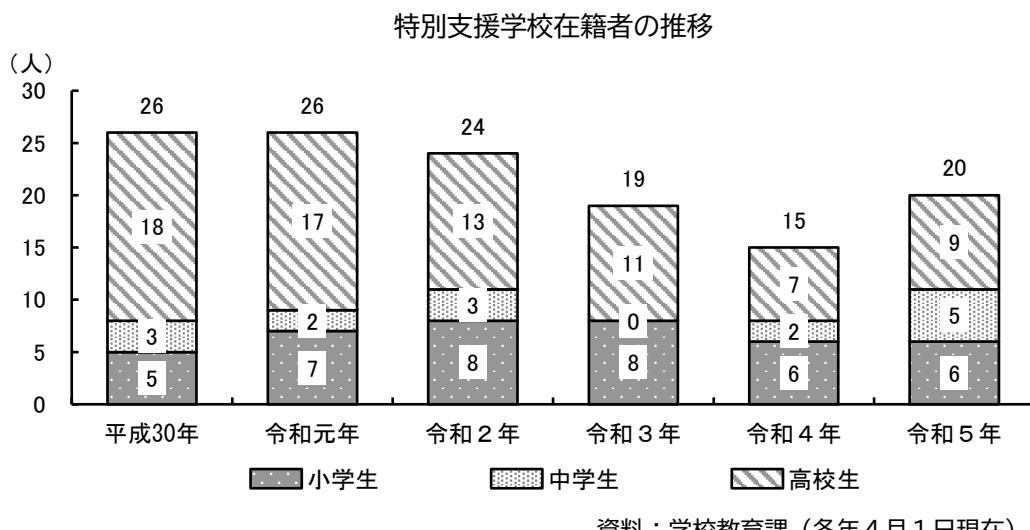


資料：学校教育課（各年4月1日現在）

## (8) 特別支援学校在籍者の状況

### ① 特別支援学校在籍者の推移

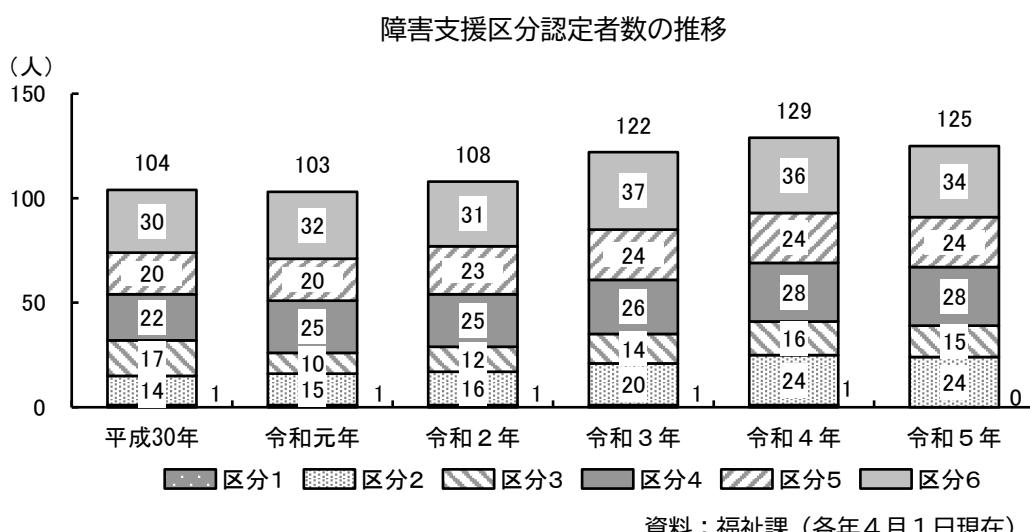
特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は令和5年4月1日現在6人で、減少傾向にあります。また、中学生は令和5年4月1日現在5人で、増加傾向となっており、高校生は令和5年4月1日現在9人で、減少傾向にあります。



## (9) 障害支援区分認定者の状況

### ① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和5年4月1日現在、区分6が34人で最も多く、次いで区分4が28人となっています。



## (10) 生活の状況

### ① 就労・雇用状況

障がい者が安定した職業を持つことは、地域で自立した生活を支えるとともに、社会参加を進める視点からも大変重要なことであり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率制度などにより障がい者の雇用が推進されています。しかし、昨今の経済・雇用情勢のため、いまだにこの雇用率を達成していない事業所が多数みられるのが現状です。

平塚公共職業安定所管内（平塚市、伊勢原市、大磯町、二宮町）における障がい者の就労・雇用状況は、次のとおりです。

#### ○ 就労状況

障がい者の職業紹介状況で、令和5年3月における障がい者の登録者数は、54,995人（男36,485人、女18,274人）で、就職件数は245件（男140人、女76人）となっています。

障がい者職業紹介状況

単位：件、人

区分	男	女	合 計
新規求職申込件数	366	205	657
身体障害者以外	230	164	477
月間有効求職者数	9,571	5,004	14,706
身体障害者以外	5,908	3,592	9,182
紹介件数	808	410	1,300
身体障害者以外	532	323	924
就職件数	140	76	245
身体障害者以外	98	65	186
登録者数	36,485	18,274	54,995
身体障害者以外	21,901	12,041	34,213

資料：平塚公共職業安定所 令和4年度（令和5年3月現在）管内業務統計

※合計が一致しないのは男女別が不明等によるもの

## ○ 雇用状況

令和4年4月1日から障がい者の法定雇用率は、一般の民間企業（常用労働者数43.5人以上規模の企業）は令和5年4月から1年間は2.3%、令和6年4月から2.5%、令和7年7月から2.7%と段階的に引上げとなります。

また、1人以上の障害者を雇用すべき企業は従業員数43.5人以上ですが、法定雇用率が2.5%となった場合は40.0人以上になり、2.7%となった場合は37.5人以上に広がります。

特殊法人等（常用労働者数40人以上規模の法人）、国・地方公共団体は3.0%、都道府県教育委員会は2.9%の法定雇用率が適用されるようになります。

障がい者雇用状況集計表（神奈川県内）

区分	①企業数 (企業)	②法定雇用障 害者数の算定 の基礎となる 労働者数 (人)	③障害者の数					④実雇用 率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤法定雇 用率達成 企業の数 (企業)	⑥法定雇 用率達成 企業の割 合 (%)	
			A. 重度 身体障害 者及び重 度知的障 害者 (人)	B. 重度 身体障害 者及び重 度知的障 害者 である短時間 労働者 (人)	C. 重度 以外の身 体障害 者、知的 障害者及 び精神障 害者 (人)	D. 重度 以外の身 体障害 者及び知的 障害者並 びに精神 障害者で ある短时 間労働者 (人)	E. 計A $\times 2 + B$ $+ C + D$ $\times 0.5$ (人)				
計	5,043	11,595,890	5,008	817	13,300	2,691	25,479	27,575	0.22	2,308	45.8

資料：神奈川労働局職業安定部職業対策課

## ② 施設の利用状況

令和5年4月1日現在の障害者福祉施設の利用状況は次のとおりです。

## ○ 入所施設の利用状況

施設の種類	利用者数	単位：人	
		町内	町外
施設入所支援	36	10	26
重症心身障害者施設	4	0	0
合 計	40	10	26

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

## ○ 通所施設の利用状況

単位：人

施設の種類	利用者数	町内	町外
生活介護	71	28	46
就労移行支援	10	0	10
就労継続支援 A型	6	0	6
就労継続支援 B型	68	25	43
合 計	155	53	105

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

## ○ 生活施設（グループホーム）の利用状況

単位：人

施設の種類	障がい種別	利用者数	町内	町外
共同生活援助	身体	2	0	2
	知的	13	6	7
	精神	14	0	14
合 計		29	6	23

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

## ③ 地域活動支援センターの利用状況

令和4年度に地域活動支援センターを利用した状況は、次のとおりです。(以下は、町内在住の方が施設を利用した人数です)

### 地域活動支援センターの利用状況

単位：人

障がい種別	町内	町外
身体障がい者	0	0
知的障がい者	0	2
精神障がい者	0	5
合 計	0	7

資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

## (11) 生活支援サービスの状況

### ① 総合相談窓口の設置（対象：身体・知的・精神）

障がい者及び介護者に福祉サービスを適切に提供するための総合相談として、障がい者福祉に関する各種の相談を電話、面接、訪問等により応じています。また、心の健康相談窓口を設置し、精神的な悩みを抱えている方の相談に応じています。

### ○ 総合相談窓口 相談件数（令和4年度の状況 福祉行政報告書より）

単位：人、件

区分	実人数	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	その他
障がい者	401	82	5	194	93	46	9	7
障がい児	113	8	2	69	11	49	3	4
合計	514	90	7	263	104	95	12	11

### ○ 相談・支援形態別状況（令和4年度の状況 福祉行政報告例より）

単位：件

区分	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他
件数	312	191	92	3,893	86	208	249	28

### ○ 総合相談窓口の主な相談の内容

福祉サービス関係	生活支援、各種情報の提供
<ul style="list-style-type: none"><li>・手帳の交付等のこと。</li><li>・障がい福祉サービスのこと。</li><li>・福祉用具のこと。</li><li>・住宅改修のこと。</li><li>・その他制度のこと。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者全般の相談のこと。</li><li>・権利擁護、成年後見制度のこと。</li><li>・障がい者団体のこと。</li><li>・障がいの理解促進のこと。</li><li>・障がい者虐待のこと。</li><li>・障がい差別関係のこと。</li></ul>

## ② 補装具・日常生活用具の給付（対象：身体・知的）

身体障がいや知的障がいに伴う生活の障がいを除去・軽減し、日常生活の利便を図るため各種用具（盲人安全つえ、補聴器、車椅子、義肢、特殊寝台、頭部保護帽など）を給付しています。

### ○ 補装具の交付・修理（令和4年度の状況 福祉行政報告例より）

区分	義肢	装具	座位保持装置	盲人安全つえ	補聴器	車いす	合計
交付	0	17	0	2	16	1	36
修理	0	5	0	0	6	6	17
合計	0	22	0	2	22	7	53

資料：福祉課

### ○ 日常生活用具の給付（令和4年度の状況）

項目	自立支援用具		在宅療養等支援用具			情報・意思疎通支援用具	排泄管理支援用具		合計
	入浴補助用具	頭部保護帽	ネブライザー(吸入器)	たん吸引器	動脈血中酸素飽和濃度測定器		聴覚障害者用情報受信装置	ストーマ装具	
件数	0	1	0	3	0	3	568	60	635

資料：福祉課

※ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件としています。

## ③ 医療費助成（対象：身体・知的・精神）

自立支援医療制度により障がいの軽減や機能の回復のために、更生医療（18歳以上）・育成医療（18歳未満）の給付を行っています。また、医療費助成制度として、身体、知的および精神障がい者の医療費負担を軽減するため、保険適用医療費の自己負担額に対する助成を行っています。この医療費制度については、今後も維持継続していきたいことから、条例改正を行い、平成26年4月から、65歳以上で新規に障害者手帳を取得した方、及び新規に身体障害者手帳4級を取得した方を医療費助成の対象外とし、また、同年10月から所得制限を実施しました。そのほかに、自立支援医療制度（精神通院）医療費の一部負担に係る助成として、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳3級及び自立支援医療受給者証所持者）の通院医療費の助成を行っています。

○ 更生医療（過去3年間における状況）

単位：人、円

年度	利用者数	助成額
令和2年度	50	34,127,723
令和3年度	50	31,146,577
令和4年度	56	38,459,765

資料：福祉課

○ 育成医療（過去3年間における状況）

単位：人、円

年度	利用者数	助成額
令和2年度	7	294,962
令和3年度	9	578,122
令和4年度	7	384,616

資料：福祉課

○ 心身障害者医療費助成（過去3年間における状況）

単位：人、円

年度	対象者数	助成額
令和2年度	971	106,439,021
令和3年度	952	102,424,792
令和4年度	921	101,587,630

資料：福祉課

○ 精神障害者通院医療費助成（過去3年間における状況）

単位：人、円

年度	助成者数	助成額
令和2年度	2	13,341
令和3年度	3	12,507
令和4年度	3	22,557

資料：福祉課

#### ④ 入浴サービス（対象：身体）

家庭での入浴が困難な重度身体障がい者に、移動入浴車による訪問入浴サービスを行っています。

入浴サービス（対象：身体）

単位：人、円

年度	利用者数	助成額
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0

資料：福祉課

※利用対象となる方がいないため実績がありません。

#### ⑤ 住宅改良への助成（対象：身体・知的）

重度障がい者に対し、既存住宅の浴室、便所、台所などの住宅設備を改良・改善する費用を助成しています（上限80万円）。

住宅改良への助成（対象：身体・知的）

単位：件、円

年度	利用件数	事業費
令和2年度	2	554,000
令和3年度	1	298,400
令和4年度	0	0

資料：福祉課

#### ⑥ 福祉車両購入費の助成（対象：身体）

重度身体障がい者に対し、福祉車両の購入費用の一部を助成しています（上限20万円）。

福祉車両購入費の助成（対象：身体）

単位：件、円

年度	利用件数	事業費
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	1	200,000

資料：福祉課

## ⑦ 手話通訳者・要約筆記者の派遣（対象：身体）

聴覚障がい者が、病院、学校、公的機関等に出向く場合、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

手話通訳者・要約筆記者の派遣（対象：身体）

単位：件、円

年度	利用件数	事業費
令和2年度	69	330,884
令和3年度	59	476,810
令和4年度	93	505,972

資料：福祉課

## ⑧ 障害者タクシー等利用助成金（対象：身体・知的・精神）

在宅の身体障がい者等に対して、生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金の助成があります。

障害者タクシー等利用助成金（対象：身体・知的・精神）

単位：人、枚

年度	利用者数	利用枚数
令和2年度	112	2,228
令和3年度	131	2,804
令和4年度	143	2,976

資料：福祉課

## ⑨ 障害者地域作業所等交通費助成（対象：身体・知的・精神）

障がい者が通所施設、地域作業所、地域活動支援センターなどに通っている場合、交通費を助成する制度があります。

障害者地域作業所等交通費助成（対象：身体・知的・精神）

単位：人、件

年度	利用者数	助成件数
令和2年度	42	141
令和3年度	51	163
令和4年度	53	175

資料：福祉課

## (12) 地域の社会資源の状況

### ① 地域の障害福祉サービス等事業所

障がい者及び介護者に福祉サービスを適切に提供するための総合相談として、障がい者福祉に関する各種の相談を電話、面接、訪問等により応じています。

単位：%

項目	事業所数					
	平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町	合 計
居宅介護（ホームヘルプ）	32	20	17	1	3	73
重度訪問介護	30	18	14	1	2	65
同行援護	10	6	5	0	2	23
行動援護	0	4	2	0	0	6
短期入所（ショートステイ）	17	17	3	2	0	39
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
療養介護	0	1	0	0	0	1
生活介護	27	26	6	3	2	64
施設入所支援	6	9	1	1	0	17
自立訓練（機能訓練）	0	1	0	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	1	1	0	0	0	2
宿泊型自立訓練	0	1	0	0	0	1
就労移行支援	8	2	2	0	0	12
就労継続支援A型	4	0	3	0	1	8
就労継続支援B型	26	23	13	3	3	68
共同生活援助（グループホーム）	36	31	15	2	4	88
計画相談支援	26	17	18	3	2	66
地域移行支援	3	5	1	1	0	10
地域定着支援	1	5	0	0	0	6
障害児相談支援	22	11	8	1	2	44
児童発達支援	16	13	13	1	2	45
放課後等デイサービス	35	21	14	1	3	74
保育所等訪問支援	3	3	3	1	0	10
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	2	2	0	0	0	4
医療型障害児入所施設	0	1	0	0	0	1
合 計	305	238	138	21	26	728

資料：(社)かながわ福祉サービス振興会【障害福祉情報サービスかながわ】(令和5年8月現在)

## Ⅱ アンケート調査結果からみた現状

### (1) アンケートの概要

#### ① 調査の目的

本調査は、現在町で取り組んでいる、次期「大磯町障がい者福祉計画」策定に向けて、町民の皆さんのがんばりの状況や御意見を次期計画に反映させることを目的に実施したものであります。

#### ② 調査対象

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの大磯町民

#### ③ 調査期間

令和4年11月28日～令和4年12月23日

#### ④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

#### ⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
600 通	267 通	44.5%

### (2) アンケート調査結果

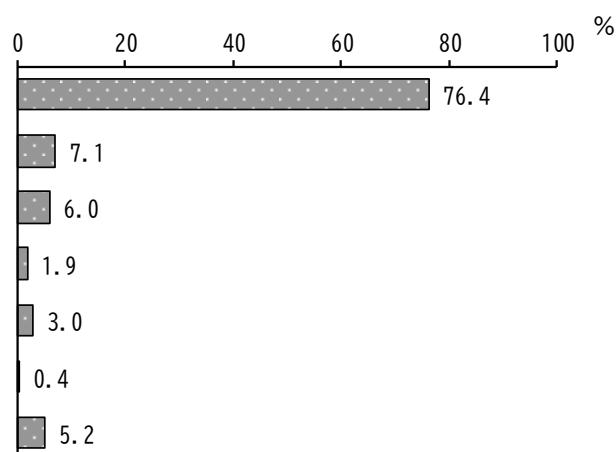
#### ① 日常生活の状況、就労状況について

##### ア 現在の住まい

「持ち家（家族・親戚の持ち家も含む）」の割合が76.4%と最も高くなっています。

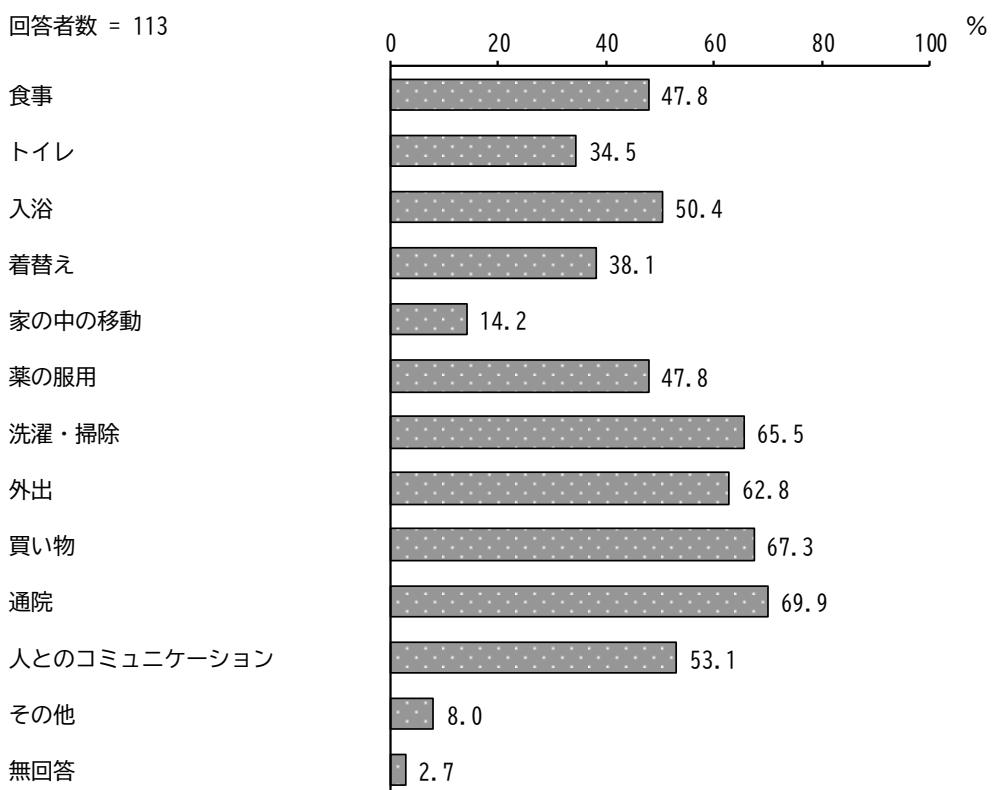
回答者数 = 267

持ち家（家族・親戚の持ち家も含む）



## イ 介護・支援が必要な項目

「通院」の割合が 69.9%と最も高く、次いで「買い物」の割合が 67.3%、「洗濯・掃除」の割合が 65.5%となっています。



### 【手帳の種類別】

手帳の種類別にみると、他に比べ、療育手帳で「人とのコミュニケーション」「薬の服用」の割合が、身体障害者手帳で「家の中の移動」の割合が高くなっています。

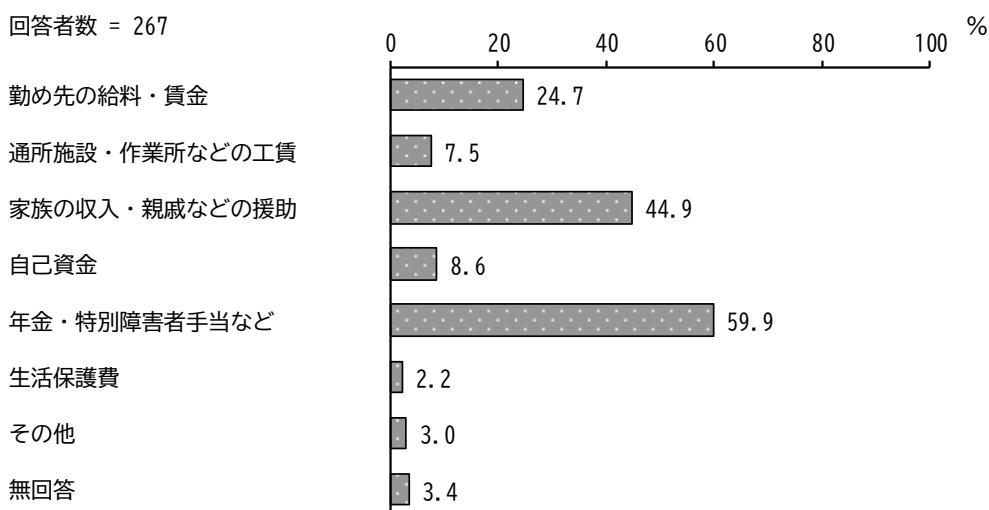
単位：%

区分	回答者数 (件)	食事	トイレ	入浴	着替え	家の中の移動	薬の服用	洗濯・掃除	外出	買い物	通院	人とのコミュニケーション	その他	無回答
全 体	113	47.8	34.5	50.4	38.1	14.2	47.8	65.5	62.8	67.3	69.9	53.1	8.0	2.7
身体障害者手帳	44	47.7	38.6	56.8	47.7	29.5	40.9	70.5	65.9	70.5	72.7	29.5	9.1	—
療育手帳	63	50.8	44.4	58.7	46.0	14.3	61.9	68.3	66.7	73.0	79.4	71.4	3.2	4.8
精神障害者保健福祉手帳	23	47.8	8.7	17.4	4.3	—	30.4	56.5	39.1	39.1	52.2	47.8	13.0	—

## ウ 生活を支える収入

「年金・特別障害者手当など」の割合が 59.9%と最も高く、次いで「家族の収入・親戚などの援助」の割合が 44.9%、「勤め先の給料・賃金」の割合が 24.7%となっています。

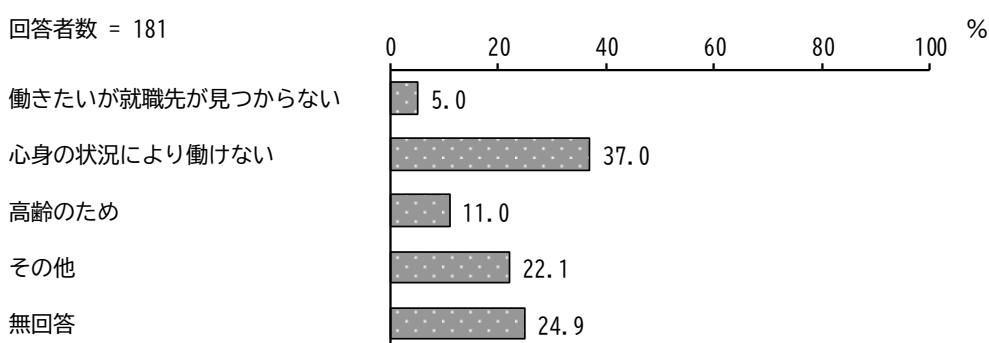
回答者数 = 267



## エ 働いていない理由

「心身の状況により働けない」の割合が 37.0%と最も高く、次いで「高齢のため」の割合が 11.0%となっています。

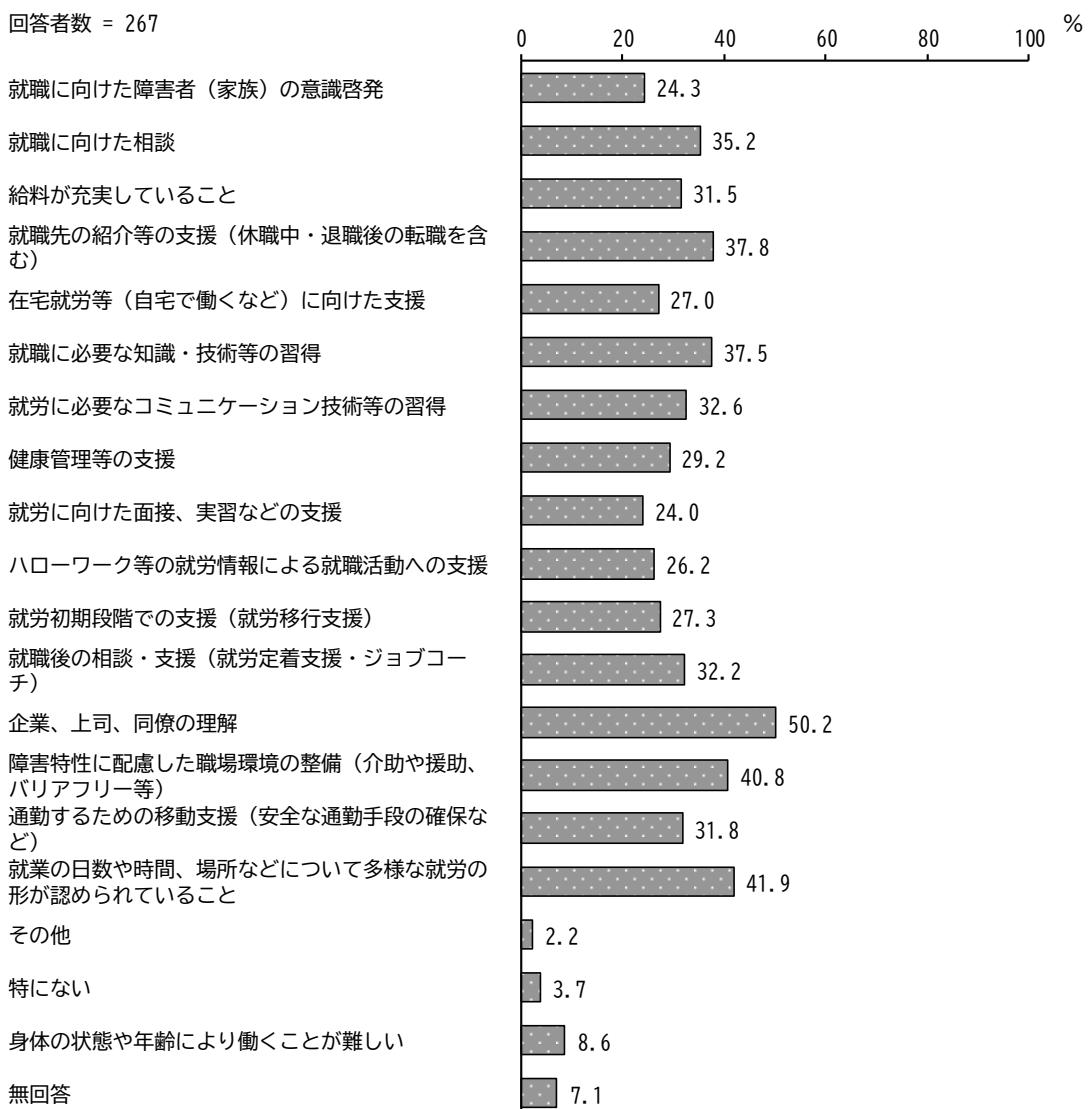
回答者数 = 181



## 才 障がい者が働くために必要なこと

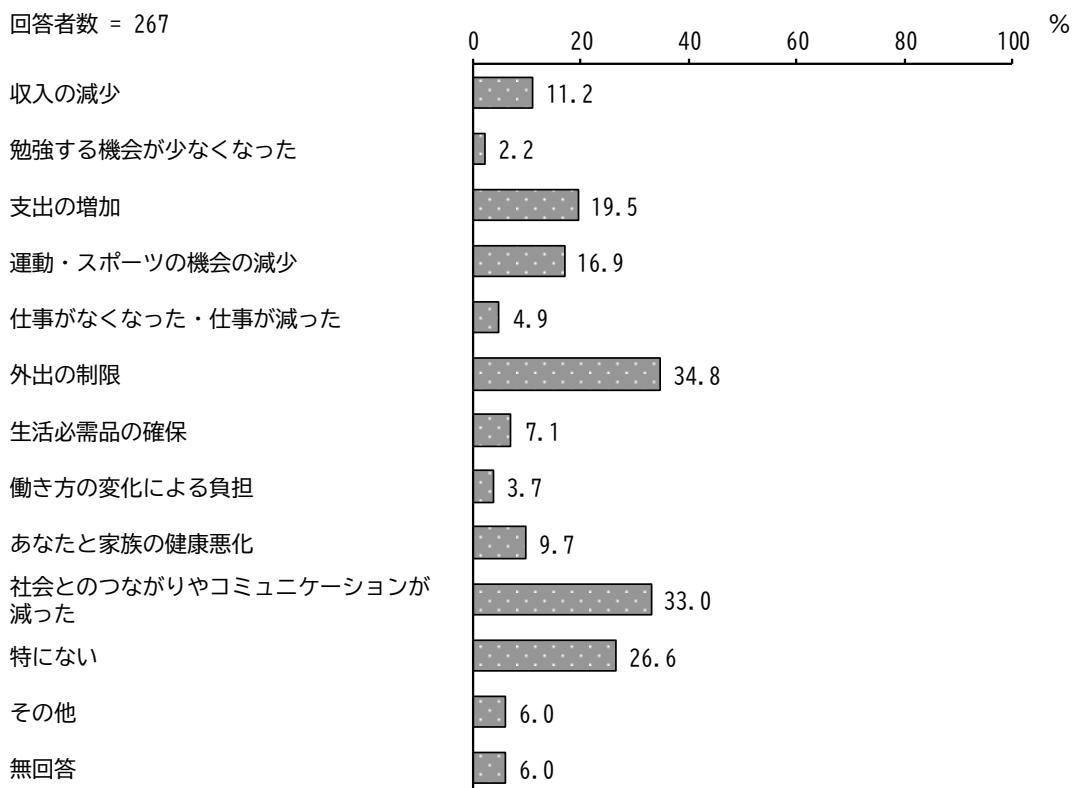
「企業、上司、同僚の理解」の割合が 50.2%と最も高く、次いで「就業の日数や時間、場所などについて多様な就労の形が認められていること」の割合が 41.9%、「障害特性に配慮した職場環境の整備（介助や援助、バリアフリー等）」の割合が 40.8%となっています。

回答者数 = 267



## 力 新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活で困っていること

「外出の制限」の割合が 34.8%と最も高く、次いで「社会とのつながりやコミュニケーションが減った」の割合が 33.0%、「特にない」の割合が 26.6%となっています。



### 【手帳の種類別】

手帳の種類別にみると、他に比べ、身体障害者手帳で「支出の増加」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「運動・スポーツの機会の減少」の割合が高くなっています。

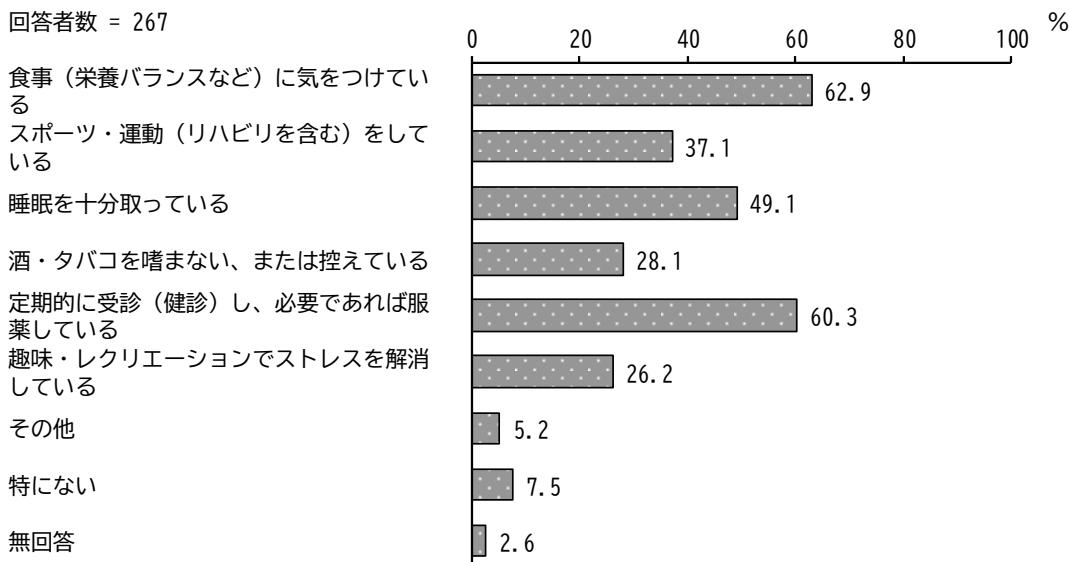
単位：%

区分	回答者数(件)	収入の減少	勉強する機会が少なくなった	支出の増加	運動・スポーツの機会の減少	仕事がなくなった・仕事が減	外出の制限	生活必需品の確保	働き方の変化による負担	あなたと家族の健康悪化	コミュニケーションが減ったやコミュニ	特にない	その他	無回答
全 体	267	11.2	2.2	19.5	16.9	4.9	34.8	7.1	3.7	9.7	33.0	26.6	6.0	6.0
身体障害者手帳	127	12.6	1.6	27.6	11.0	6.3	34.6	6.3	3.1	7.9	34.6	26.0	5.5	3.9
療育手帳	97	5.2	2.1	9.3	20.6	1.0	39.2	4.1	5.2	8.2	26.8	33.0	10.3	9.3
精神障害者保健 福祉手帳	70	14.3	2.9	14.3	22.9	5.7	31.4	10.0	1.4	14.3	32.9	21.4	4.3	5.7

## ② 健康管理や医療について

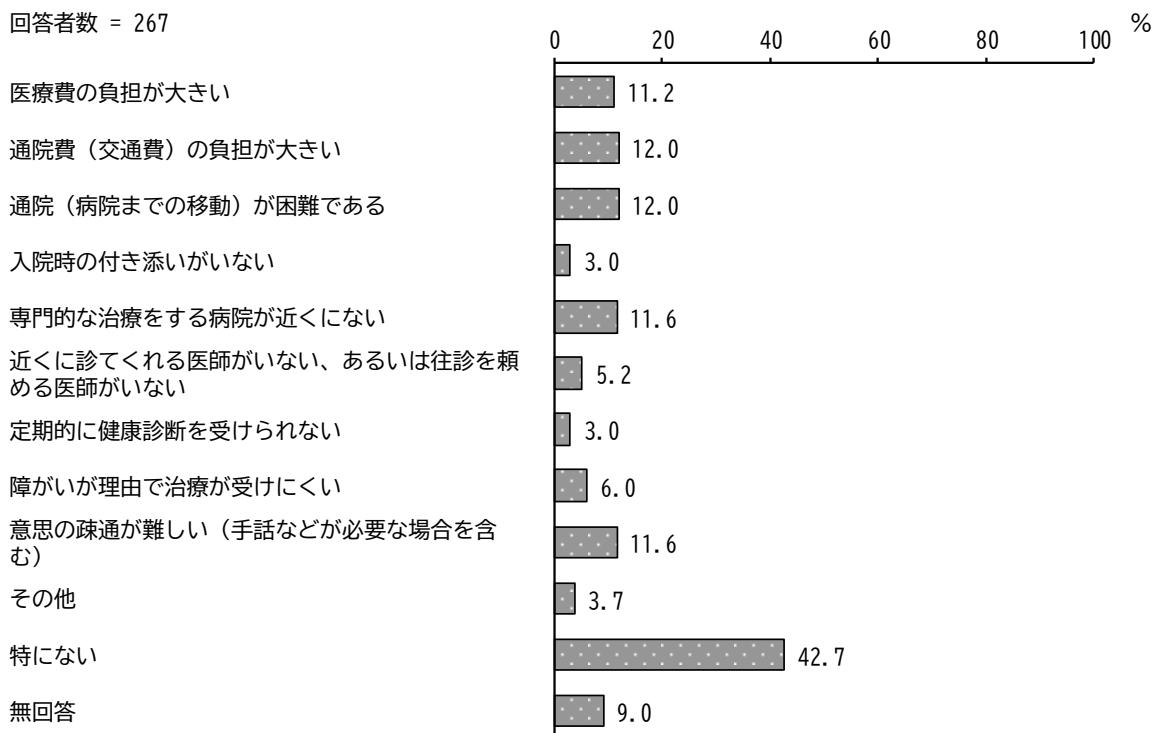
### ア 体調の維持

「食事（栄養バランスなど）に気をつけている」の割合が 62.9%と最も高く、次いで「定期的に受診（健診）し、必要であれば服薬している」の割合が 60.3%、「睡眠を十分取っている」の割合が 49.1%となっています。



### イ 医療を受ける上で困っていること

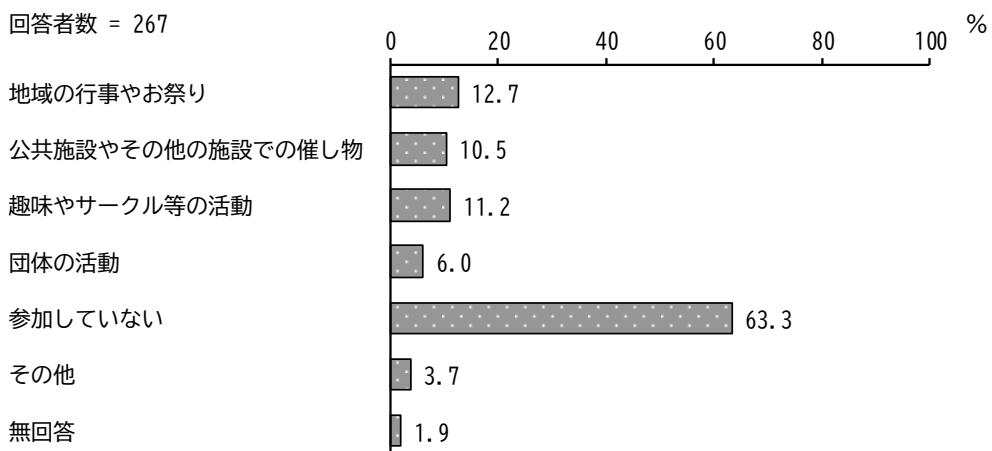
「特はない」の割合が 42.7%と最も高く、次いで「通院費（交通費）の負担が大きい」、「通院（病院までの移動）が困難である」の割合が 12.0%となっています。



### ③ 余暇や地域活動について

#### ア 地域での行事や活動への参加

「参加していない」の割合が 63.3%と最も高く、次いで「地域の行事やお祭り」の割合が 12.7%、「趣味やサークル等の活動」の割合が 11.2%となっています。



#### 【手帳の種類別】

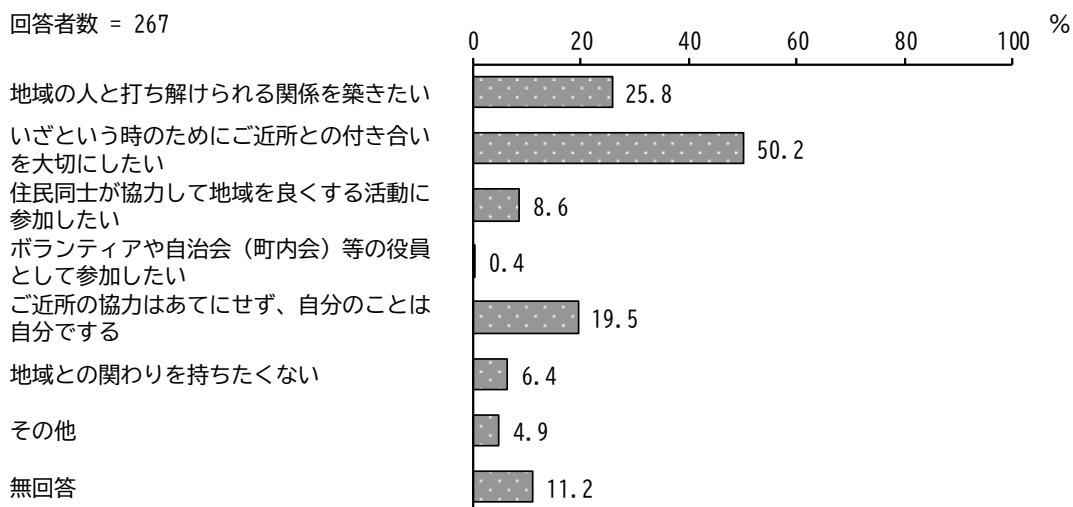
手帳の種類別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「参加していない」の割合が、療育手帳で「公共施設やその他の施設での催し物」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	り 地域の行事やお祭	の 公共施設やその他の催し物	の 活動やサークル等	団体の活動	参 加していな	そ の 他	無回答
全 体	267	12.7	10.5	11.2	6.0	63.3	3.7	1.9
身体障害者手帳	127	15.0	8.7	14.2	6.3	59.8	4.7	—
療育手帳	97	10.3	16.5	7.2	7.2	62.9	4.1	3.1
精神障害者保健 福祉手帳	70	8.6	7.1	5.7	1.4	75.7	1.4	—

## イ 地域との関わり

「いざという時のためにご近所との付き合いを大切にしたい」の割合が 50.2%と最も高く、次いで「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」の割合が 25.8%、「ご近所の協力はあてにせず、自分のことは自分でする」の割合が 19.5%となっています。

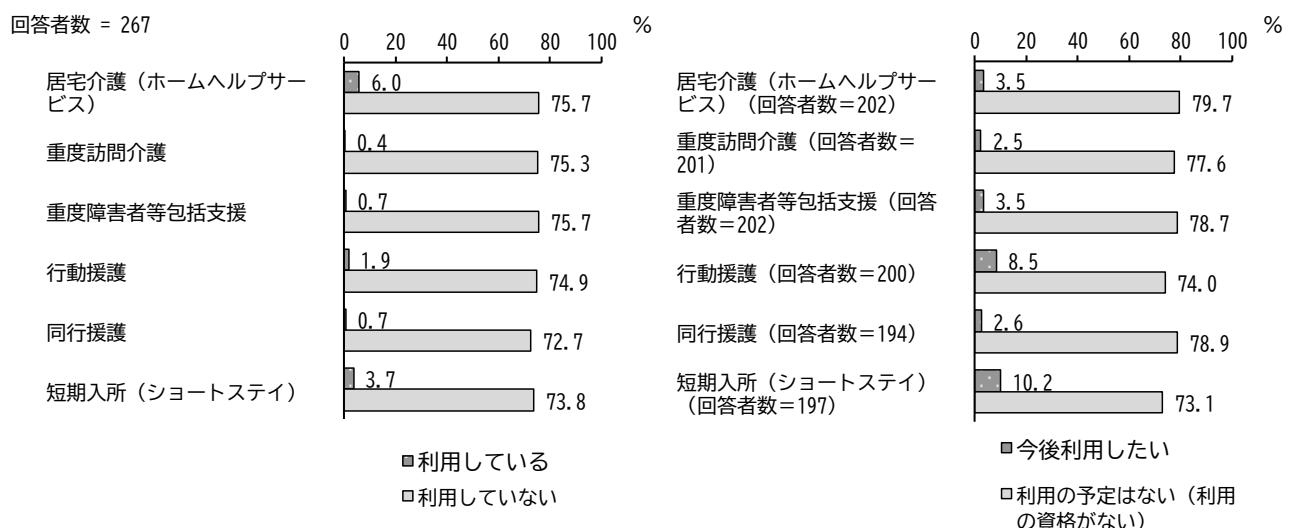


## ④ 福祉サービス等の利用状況・希望について

### ア 訪問系サービスの利用状況・利用意向

『居宅介護（ホームヘルプサービス）』『短期入所（ショートステイ）』で「利用している」の割合が比較的高くなっています。

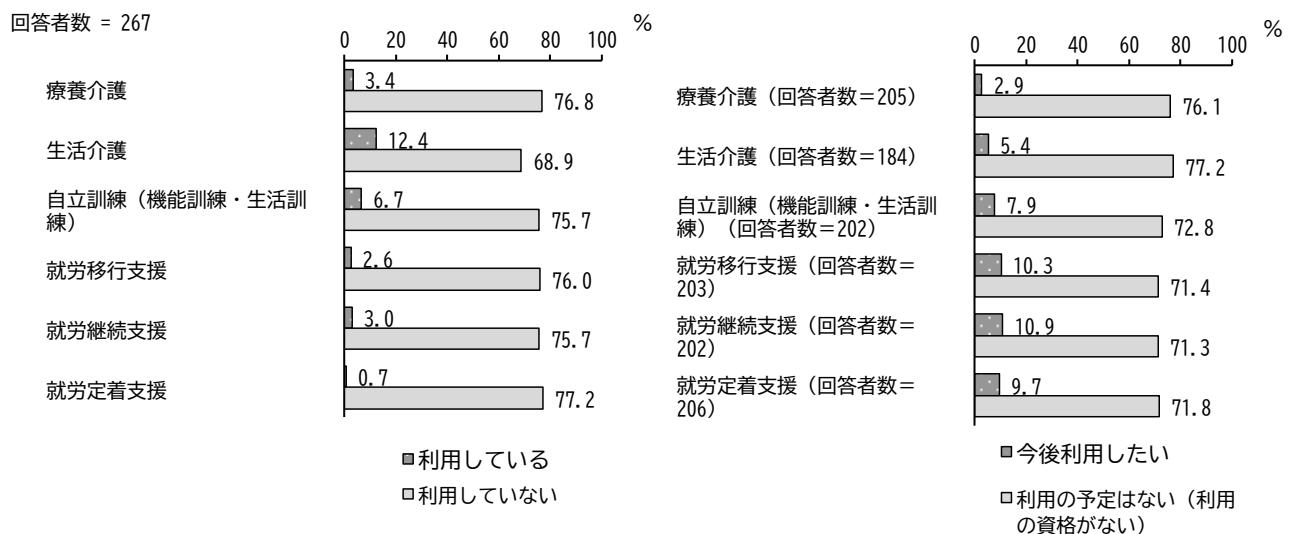
また、『短期入所（ショートステイ）』で「今後利用したい」の割合が高くなっています。



## イ 日中活動系サービスの利用状況・利用意向

『生活介護』で「利用している」の割合が高くなっています。

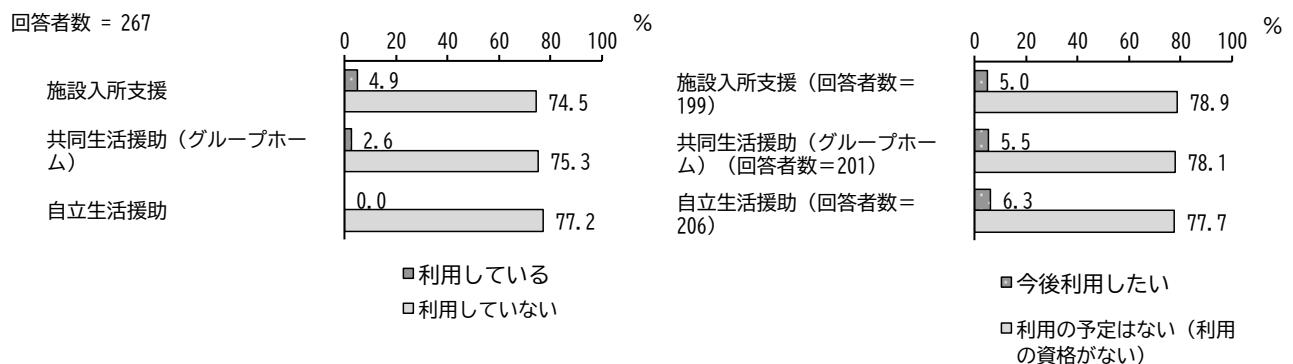
また、『就労移行支援』『就労継続支援』で「今後利用したい」の割合が高くなっています。



## ウ 居住系サービスの利用状況・利用意向

『施設入所支援』で「利用している」の割合が4.9%となっています。

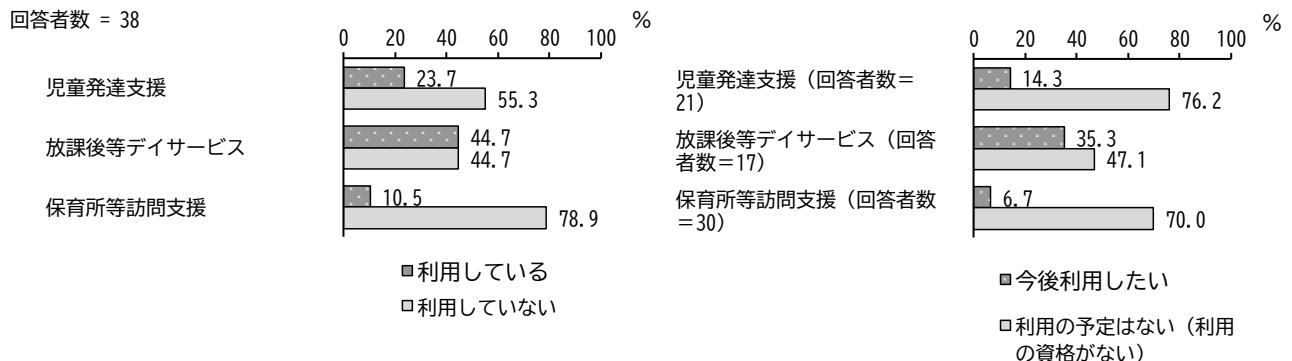
また、『施設入所支援』で「今後利用したい」の割合は5.0%となっています。



## 工 児童系サービスの利用状況・利用意向（※19歳以下の回答）

『放課後等デイサービス』で「利用している」の割合が高くなっています。

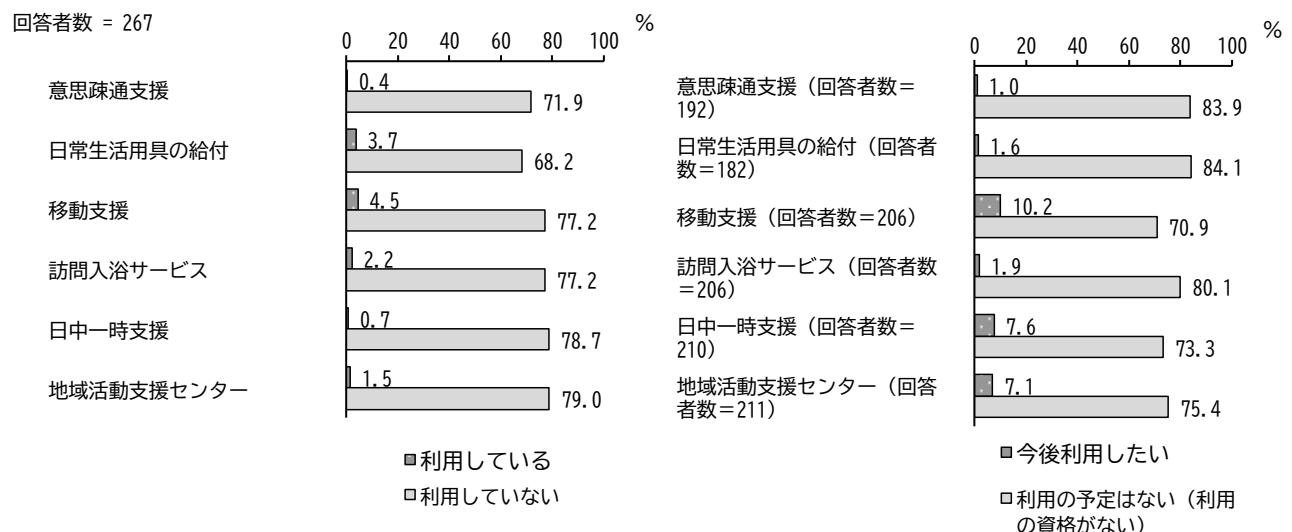
また、『放課後等デイサービス』で「今後利用したい」の割合が高くなっています。



## 才 地域生活支援事業によるサービスの利用状況・利用意向

『移動支援』で「利用している」の割合が4.5%となっています。

また、『移動支援』で「今後利用したい」の割合が高くなっています。

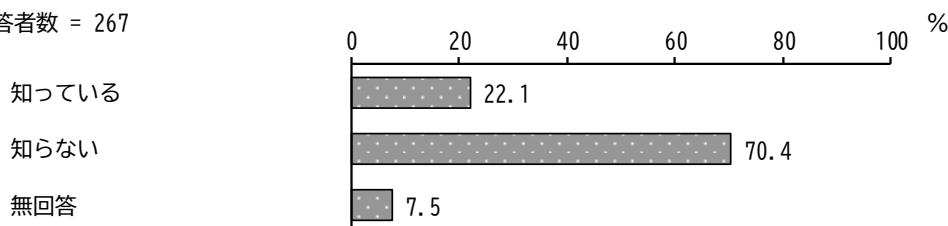


## ⑤ 災害対策等について

### ア 「避難行動要支援者登録申請」の認知度

「知っている」の割合が 22.1%、「知らない」の割合が 70.4%となっています。

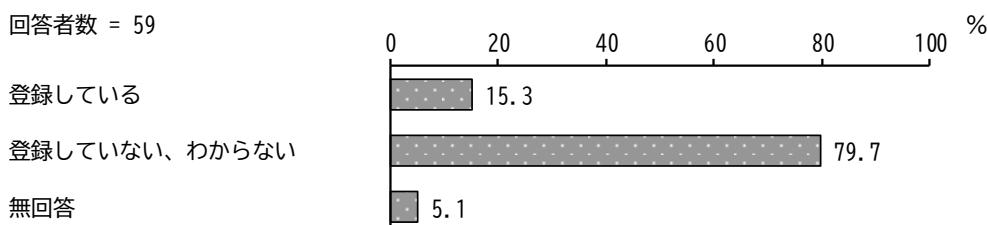
回答者数 = 267



### イ 「避難行動要支援者」への登録

「登録している」の割合が 15.3%、「登録していない、わからない」の割合が 79.7%となっています。

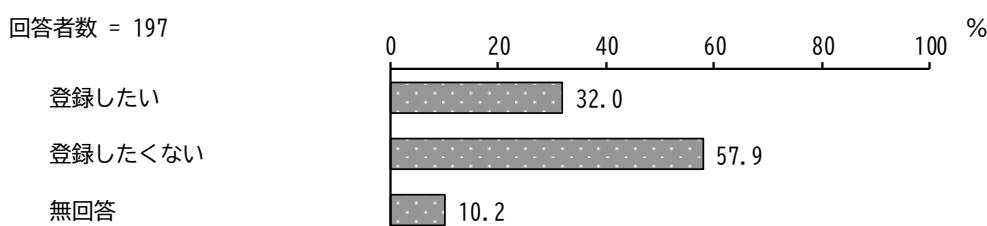
回答者数 = 59



### ウ 今後の「避難行動要支援者」への登録

「登録したい」の割合が 32.0%、「登録したくない」の割合が 57.9%となっています。

回答者数 = 197



#### 【手帳の種類別】

手帳の種類別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「登録したくない」の割合が、療育手帳で「登録したい」の割合が高くなっています。

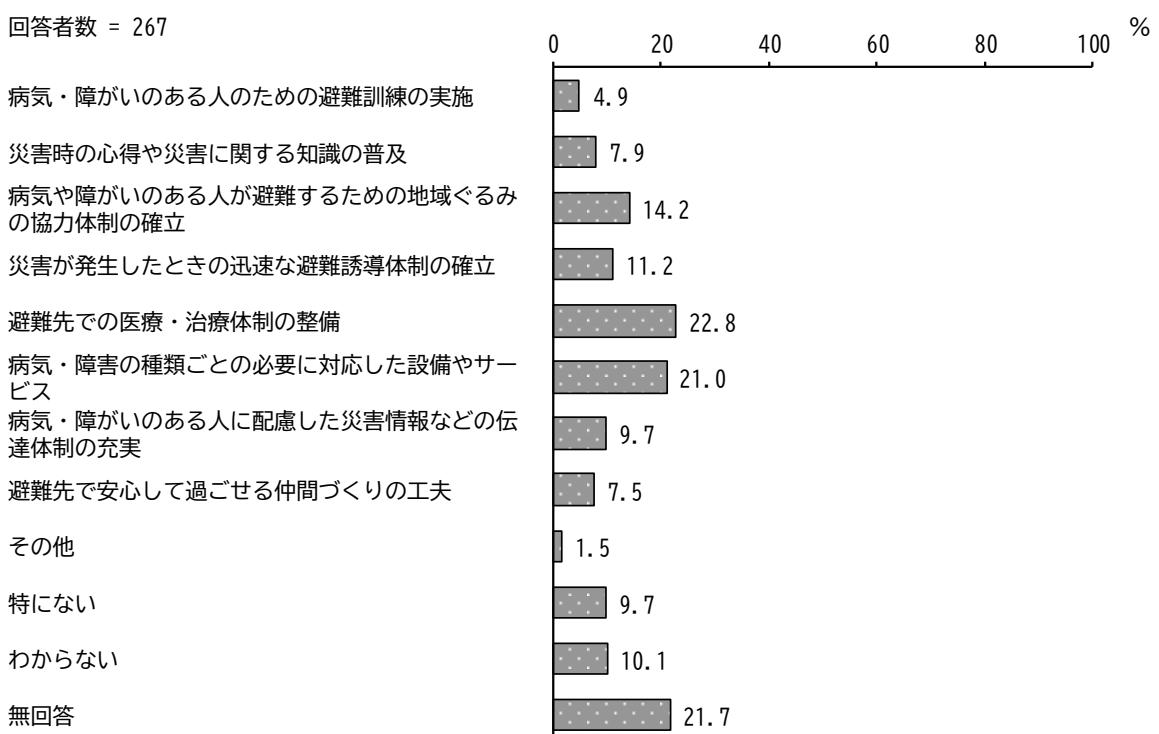
単位：%

区分	回答者数 (件)	登録したい	登録したくない	無回答
全 体	197	32.0	57.9	10.2
身体障害者手帳	89	29.2	57.3	13.5
療育手帳	71	42.3	43.7	14.1
精神障害者保健福祉手帳	57	26.3	70.2	3.5

## 工 災害時への備えで力を入れてほしいこと

「避難先での医療・治療体制の整備」の割合が22.8%と最も高く、次いで「病気・障害の種類ごとの必要に対応した設備やサービス」の割合が21.0%、「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」の割合が14.2%となっています。

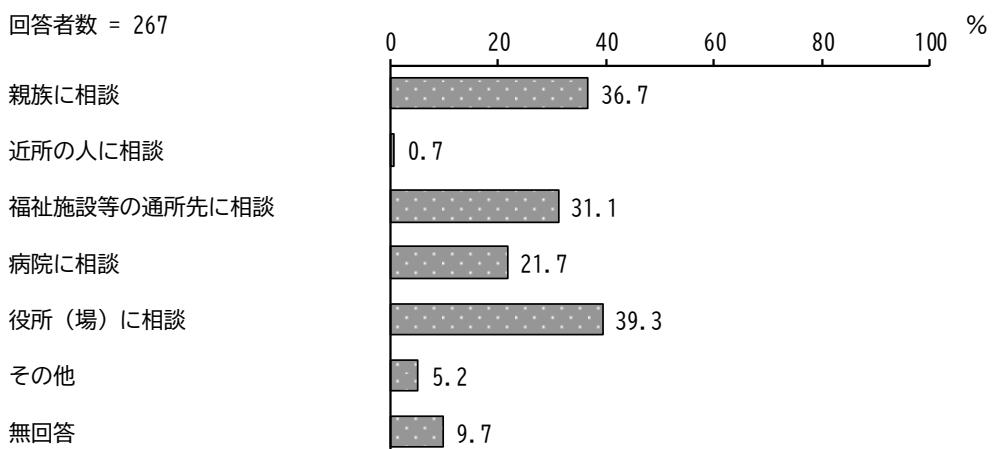
回答者数 = 267



## 才 家族の支援が受けられなくなった場合の対処

「役所(場)に相談」の割合が39.3%と最も高く、次いで「親族に相談」の割合が36.7%、「福祉施設等の通所先に相談」の割合が31.1%となっています。

回答者数 = 267

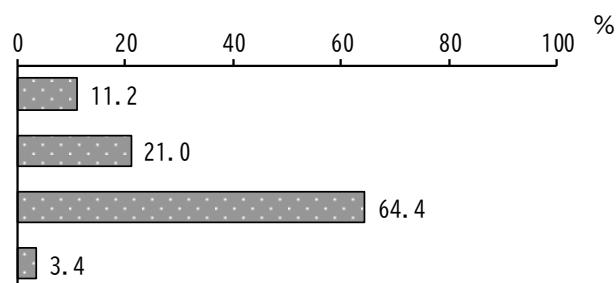


## ⑥ 障がいのある方の権利擁護について

### ア 「障害者差別解消法」の認知度

「知らない」の割合が 64.4%と最も高く、次いで「聞いたことがある」の割合が 21.0%、「知っている」の割合が 11.2%となっています。

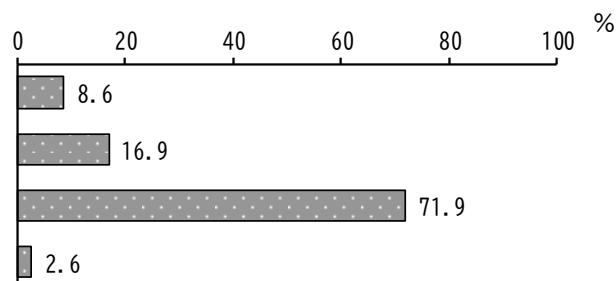
回答者数 = 267



### イ 「合理的配慮」の認知度

「知らない」の割合が 71.9%と最も高く、次いで「聞いたことがある」の割合が 16.9%となっています。

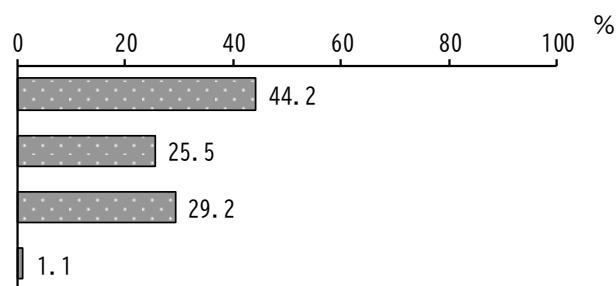
回答者数 = 267



### ウ 「成年後見制度」の認知度

「知っている」の割合が 44.2%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 29.2%、「聞いたことがある」の割合が 25.5%となっています。

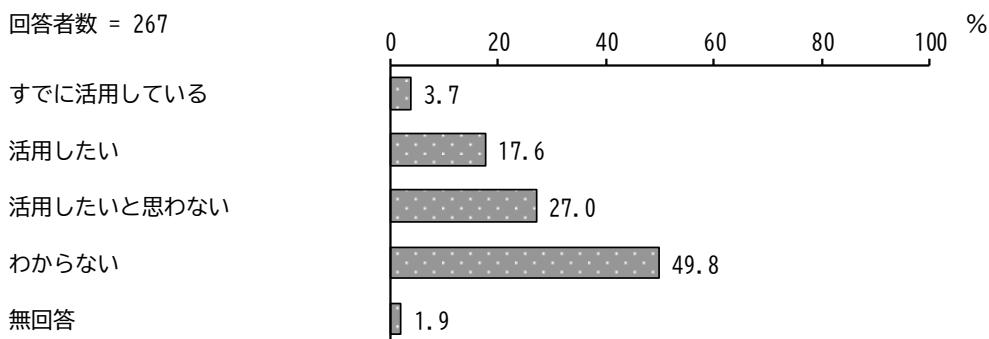
回答者数 = 267



## 工 「成年後見制度」の活用

「わからない」の割合が49.8%と最も高く、次いで「活用したいと思わない」の割合が27.0%、「活用したい」の割合が17.6%となっています。

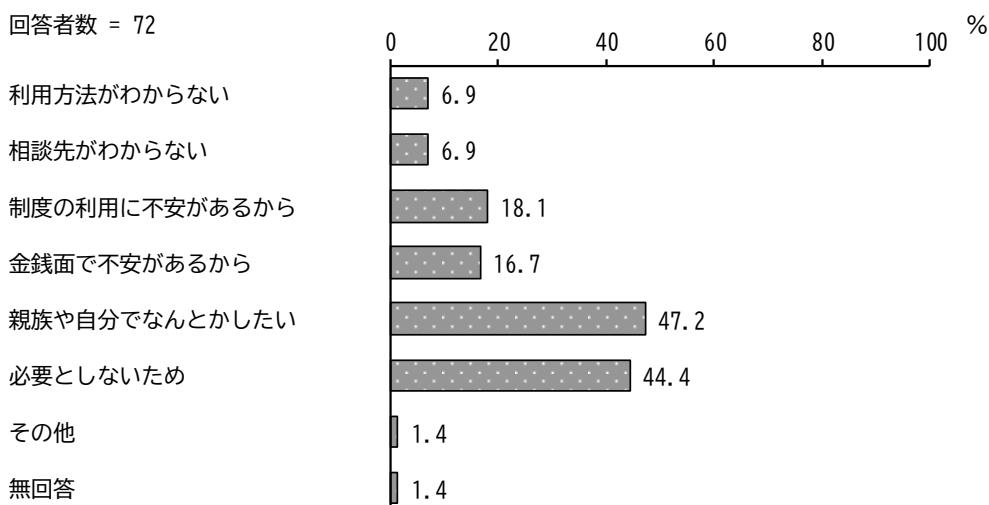
回答者数 = 267



## 才 活用しない理由

「親族や自分でなんとかしたい」の割合が47.2%と最も高く、次いで「必要としないため」の割合が44.4%、「制度の利用に不安があるから」の割合が18.1%となっています。

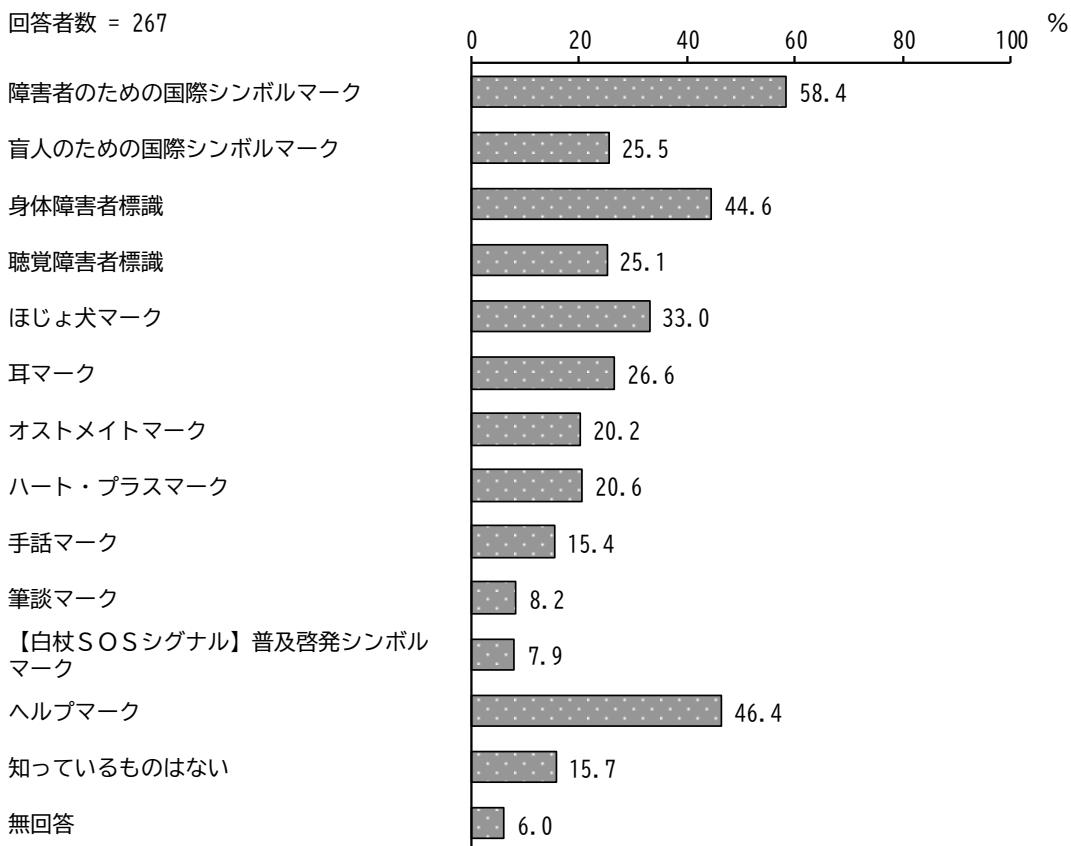
回答者数 = 72



## 力 障がいのある人に関するマーク・標識の認知度

「障害者のための国際シンボルマーク」の割合が 58.4%と最も高く、次いで「ヘルプマーク」の割合が 46.4%、「身体障害者標識」の割合が 44.6%となっています。

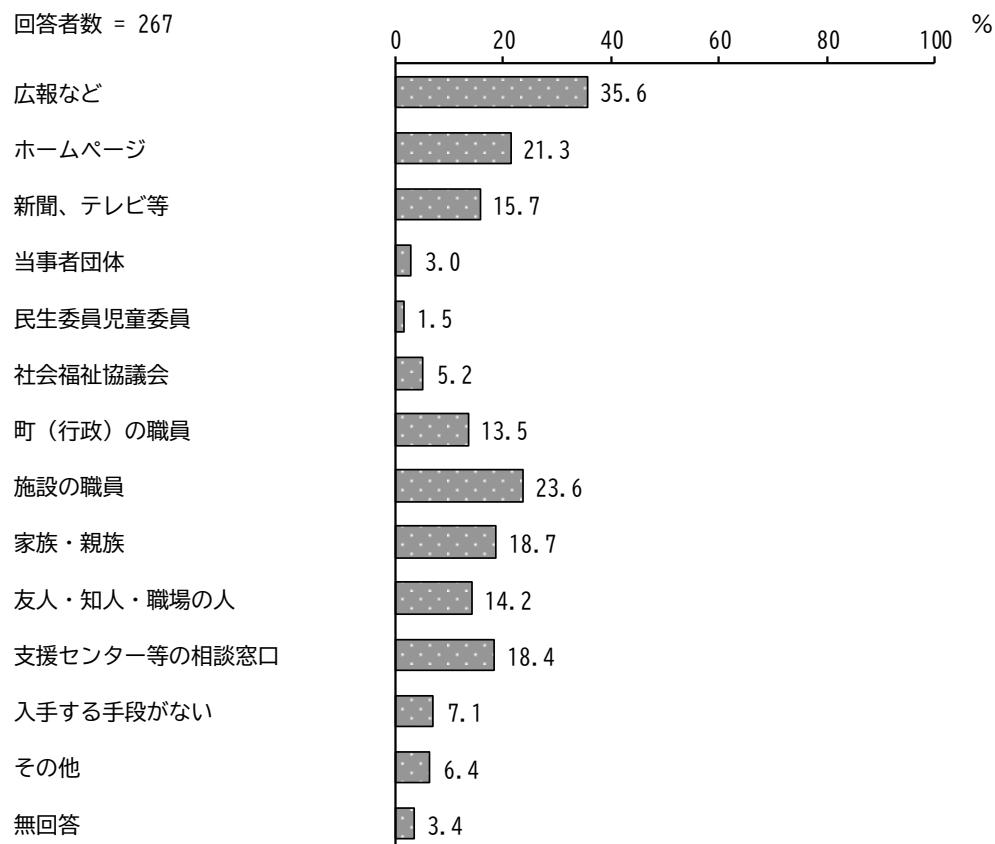
回答者数 = 267



## ⑦ 情報・相談等について

### ア 福祉サービス等の情報の入手

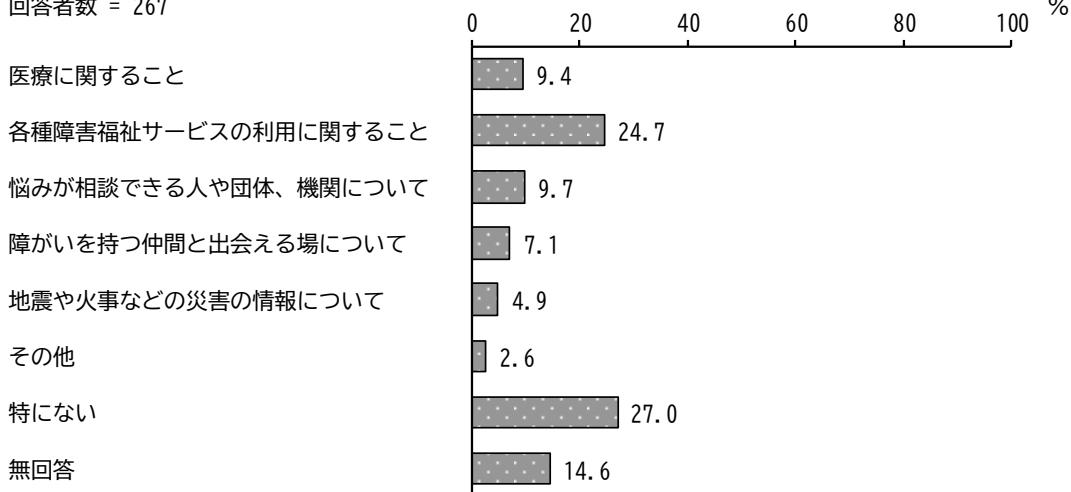
「広報など」の割合が35.6%と最も高く、次いで「施設の職員」の割合が23.6%、「ホームページ」の割合が21.3%となっています。



## イ 知りたい情報

「特にない」の割合が 27.0%と最も高く、次いで「各種障害福祉サービスの利用に関するこ

ること」の割合が 24.7%となっています。



### 【手帳の種類別】

手帳の種類別にみると、身体障がいで「医療に関すること」が 16.5%、知的障がいで「各種障害福祉サービスの利用に関するこ

と」が 27.8%、精神障がいで「悩みが相談できる人や団体、機関について」が 20.0%とそれぞれ高くなっています。

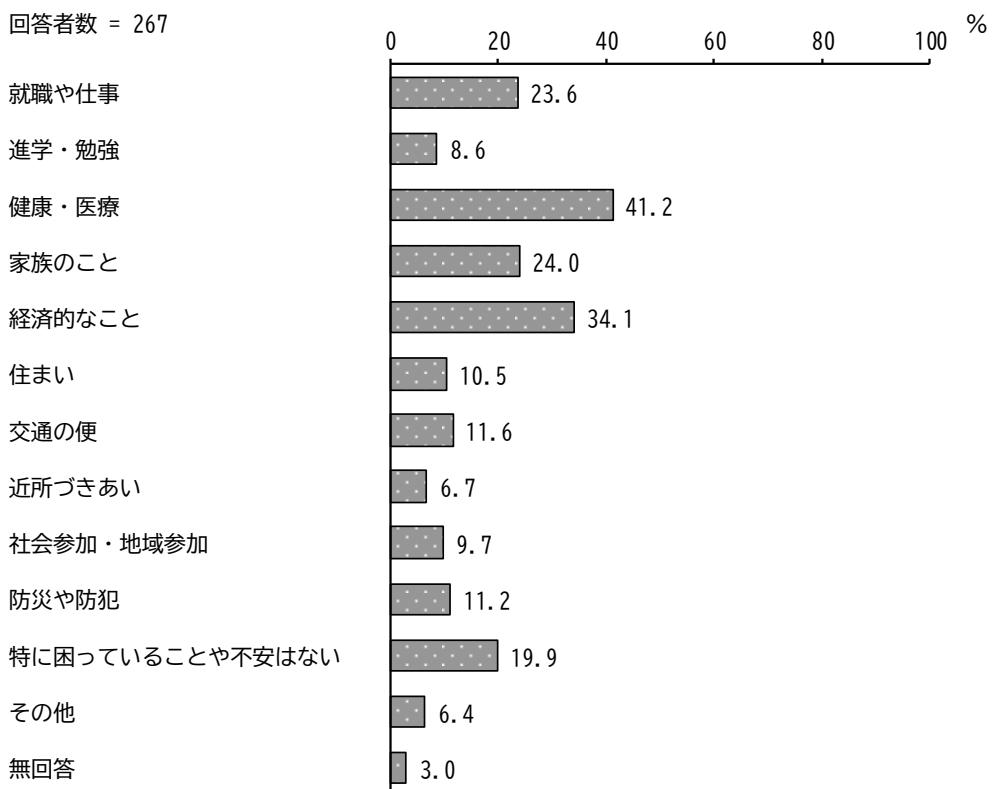
単位：%

区分	回答者数(件)	医療に関すること	各種障害福祉サービスの利用に関すること	悩みが相談できる人や団体、機関について	障がいを持つ仲間と出会える場について	地震や火事などの災害の情報について	その他	特にない	無回答
全 体	267	9.4	24.7	9.7	7.1	4.9	2.6	27.0	14.6
身体障害者手帳	127	16.5	25.2	6.3	3.9	7.9	2.4	26.0	11.8
療育手帳	97	3.1	27.8	9.3	11.3	2.1	1.0	23.7	21.6
精神障害者保健福祉手帳	70	5.7	17.1	20.0	5.7	2.9	5.7	25.7	17.1

## ウ 現在、困ったり、不安に思っていること

「健康・医療」の割合が41.2%と最も高く、次いで「経済的なこと」の割合が34.1%、「家族のこと」の割合が24.0%となっています。

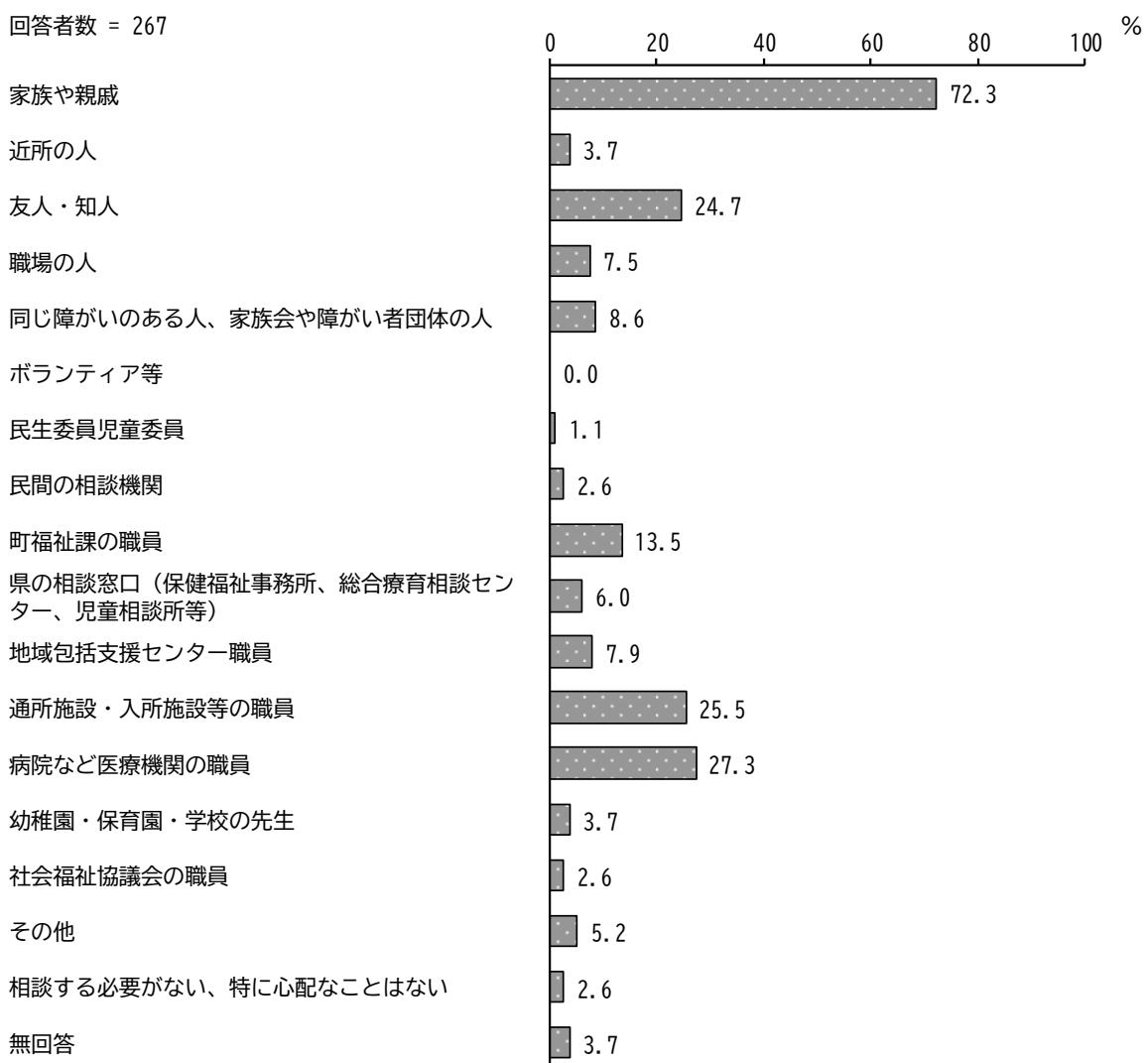
回答者数 = 267



## 工 相談相手

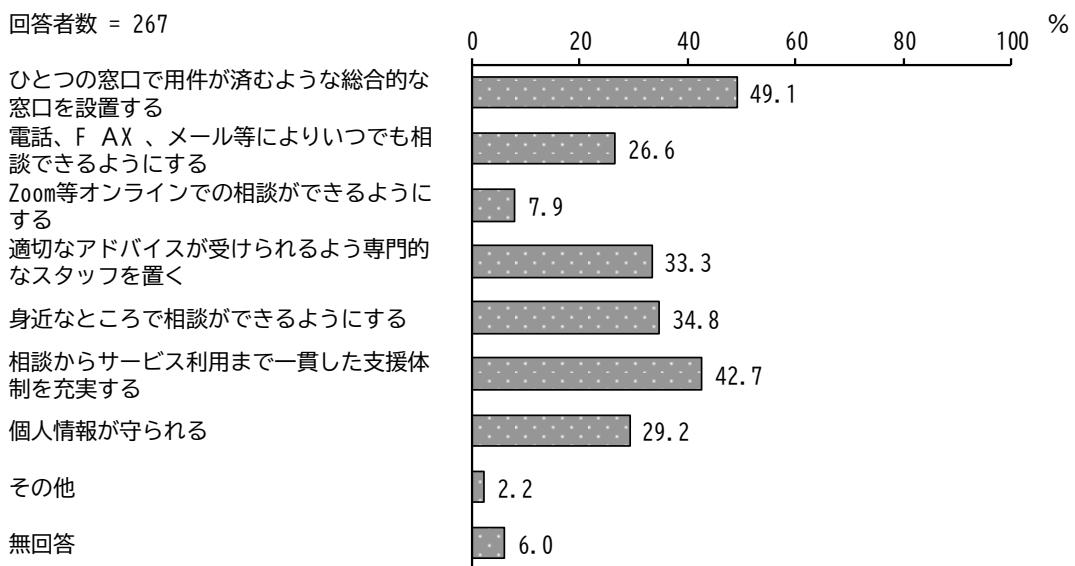
「家族や親戚」の割合が72.3%と最も高く、次いで「病院など医療機関の職員」の割合が27.3%、「通所施設・入所施設等の職員」の割合が25.5%となっています。

回答者数 = 267



## 才 相談機能の充実に必要なこと

「ひとつの窓口で用件が済むような総合的な窓口を設置する」の割合が 49.1%と最も高く、次いで「相談からサービス利用まで一貫した支援体制を充実する」の割合が 42.7%、「身近なところで相談ができるようにする」の割合が 34.8%となっています。

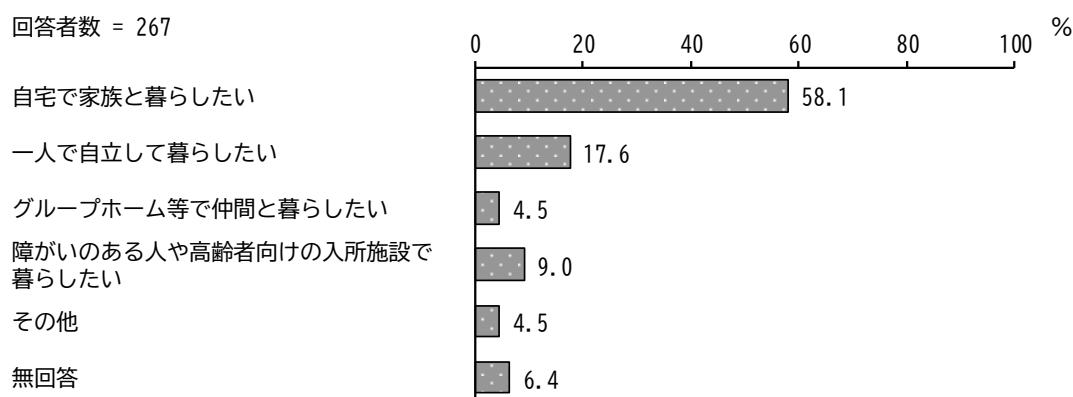


## ⑧ 今後のあり方について

### ア 将來の暮らし方

「自宅で家族と暮らしたい」の割合が 58.1%と最も高く、次いで「一人で自立して暮らしたい」の割合が 17.6%となっています。

回答者数 = 267



### 【手帳の種類別】

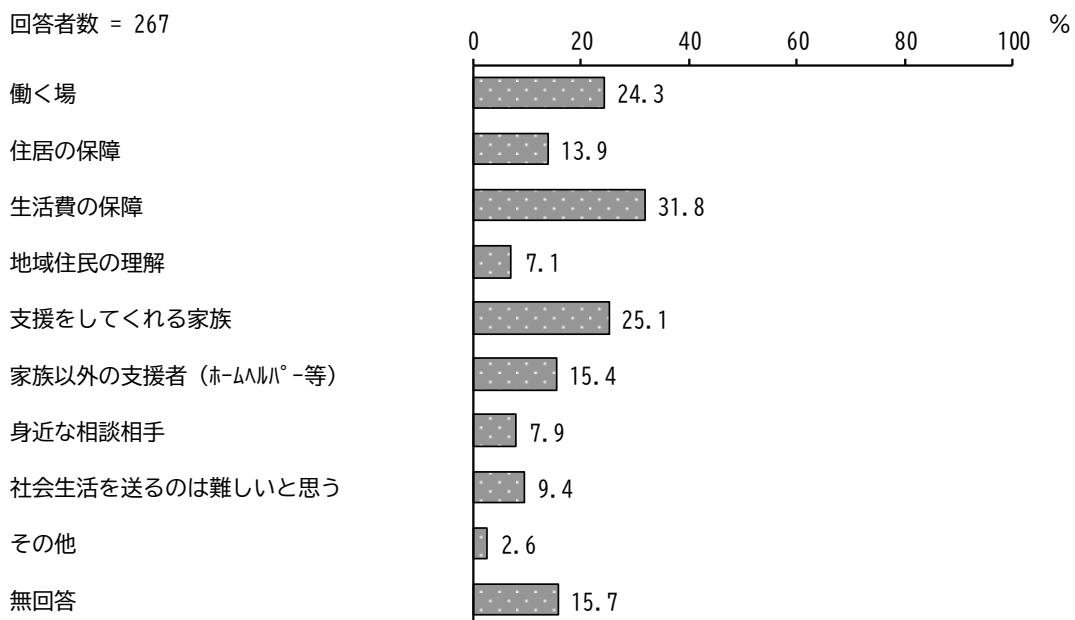
手帳の種類別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「一人で自立して暮らしたい」の割合が、身体障害者手帳で「自宅で家族と暮らしたい」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	自宅で家族と暮らしたい	一人で自立して暮らしたい	グループホーム等で仲間と暮らしたい	障がいのある人や高齢者向けの入所施設で暮らしたい	その他	無回答
全 体	267	58.1	17.6	4.5	9.0	4.5	6.4
身体障害者手帳	127	70.9	14.2	1.6	5.5	3.9	3.9
療育手帳	97	46.4	11.3	6.2	18.6	6.2	11.3
精神障害者保健福祉手帳	70	54.3	31.4	7.1	1.4	2.9	2.9

## イ 地域で自立した生活ができるための条件

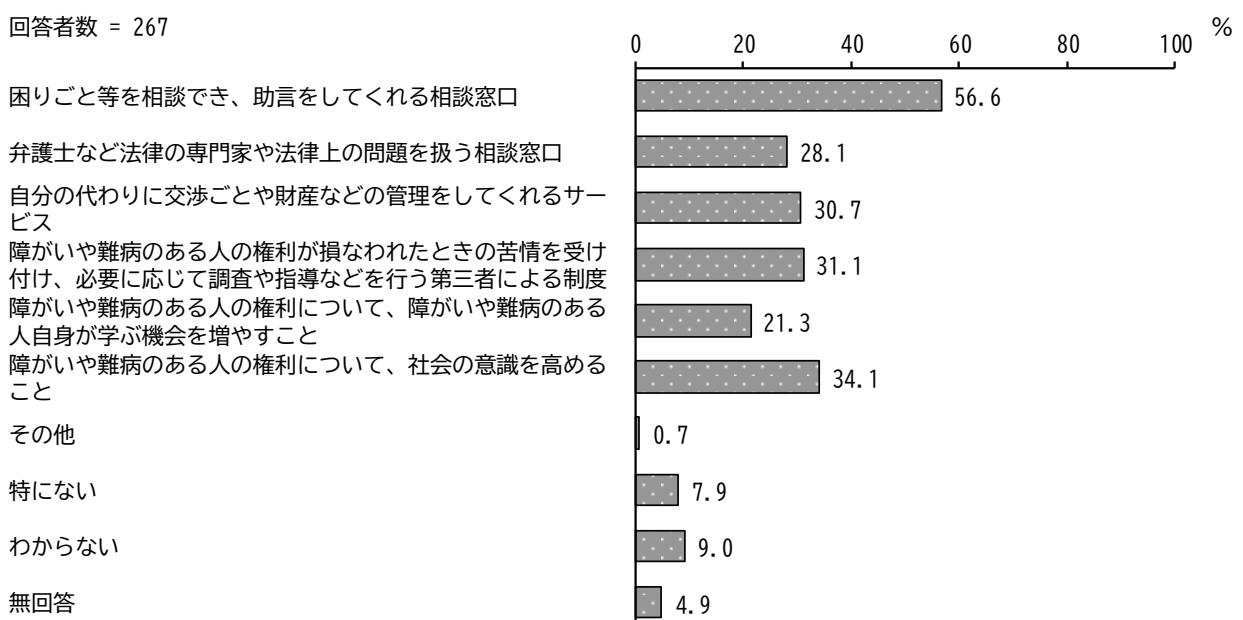
「生活費の保障」の割合が31.8%と最も高く、次いで「支援をしてくれる家族」の割合が25.1%、「働く場」の割合が24.3%となっています。



## ウ 障がい者への手助けや取組

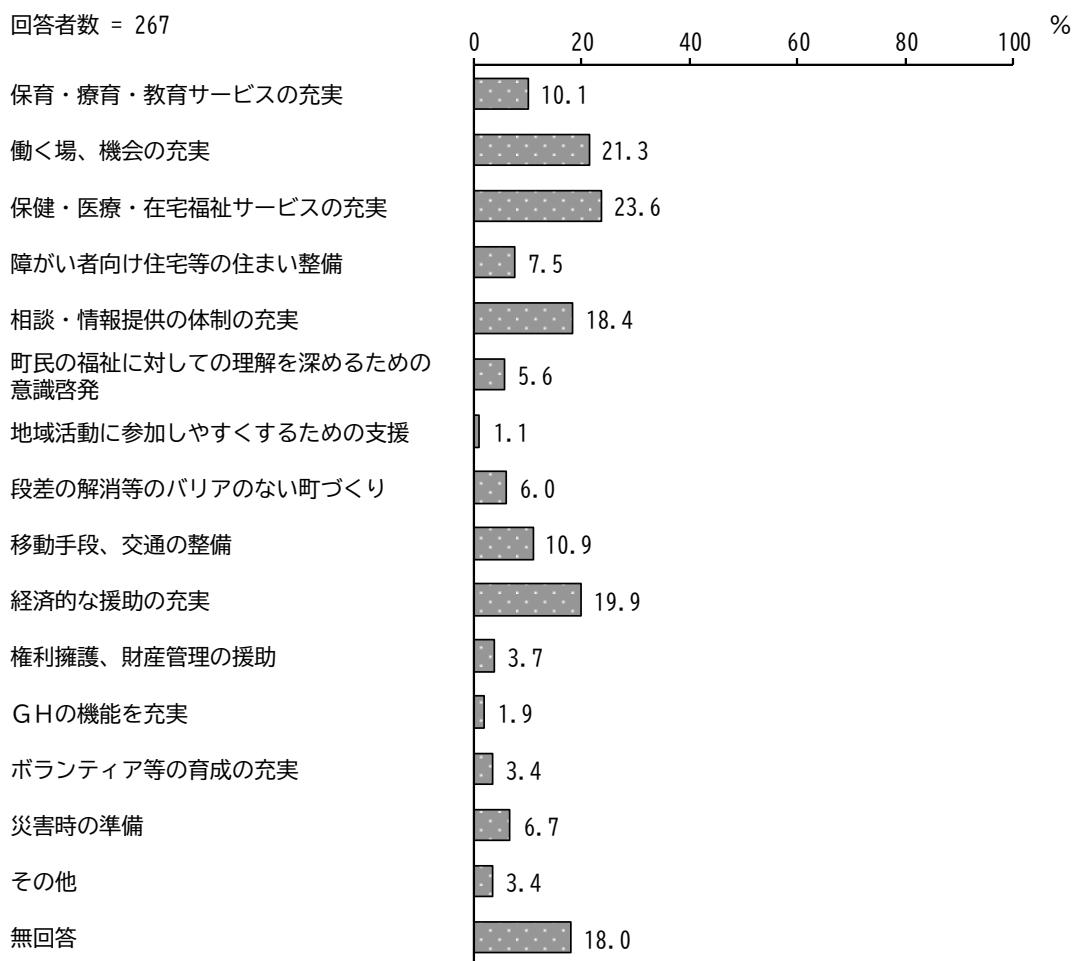
「困りごと等を相談でき、助言をしてくれる相談窓口」の割合が56.6%と最も高く、次いで「障がいや難病のある人の権利について、社会の意識を高めること」の割合が34.1%、

「障がいや難病のある人の権利が損なわれたときの苦情を受け付け、必要に応じて調査や指導などを行う第三者による制度」の割合が31.1%となっています。



## 工 障がい福祉施策を充実させるために必要なこと

「保健・医療・在宅福祉サービスの充実」の割合が 23.6%と最も高く、次いで「働く場、機会の充実」の割合が 21.3%、「経済的な援助の充実」の割合が 19.9%となっています。





## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町の総合計画においては、まちの将来像に「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」を掲げ、「美しい自然と由緒ある歴史、文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、その価値を高めながら、さらに住みよいまち」を目指しています。

この将来像の実現に向け、障がい者福祉分野では、「幅広い障がい者ニーズに応えるための総合的な相談支援体制の充実、関係機関と連携し一般就労を希望する障がい者への支援や多様な福祉的就労先の確保が実現できている町」、「障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流できる環境が整備され、障がいに対する理解が地域全体で深まっている町」を目指すべき姿としています。

本計画の基本理念については、これまでの障がい者福祉計画の理念を引き継ぎ、基本理念「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を掲げ、障がいのあるなしに関わらず全ての人々が社会の一員としてお互いに关心を持ち、尊重し支えあい、人としての尊厳をもちながらいきいきと暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

#### 【 基 本 理 念 】

障がいのある人も障がいのない人も  
地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり

## || 2 基本目標

### (1) 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち

障がいのある人が、乳幼児期から成人まで一貫した支援を受けられるよう、保育、療育、教育などの各関係機関が連携して継続的な支援を行います。また、地域で安心して生活できるよう、保健、福祉、医療などの総合的なサービスが身近な場所で利用できる環境を整備するとともに、個々のニーズに合わせたサービスを提供するため、相談支援体制を充実します。

### (2) いきいきと社会参加できるまち

全ての人が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会を目指し、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障がいのある人もない人も誰もが参加できる環境づくりを推進するとともに、障がいのある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、国や県等の専門機関と有機的に連携して支援を進めます。

### (3) 支え合い、共に生きるまち

地域社会に幅広く障がい者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障がい者本人の基本的人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障がい者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

さらに、災害などの緊急時における障がい者や高齢者などの避難行動要支援者に対する取組を強化します。

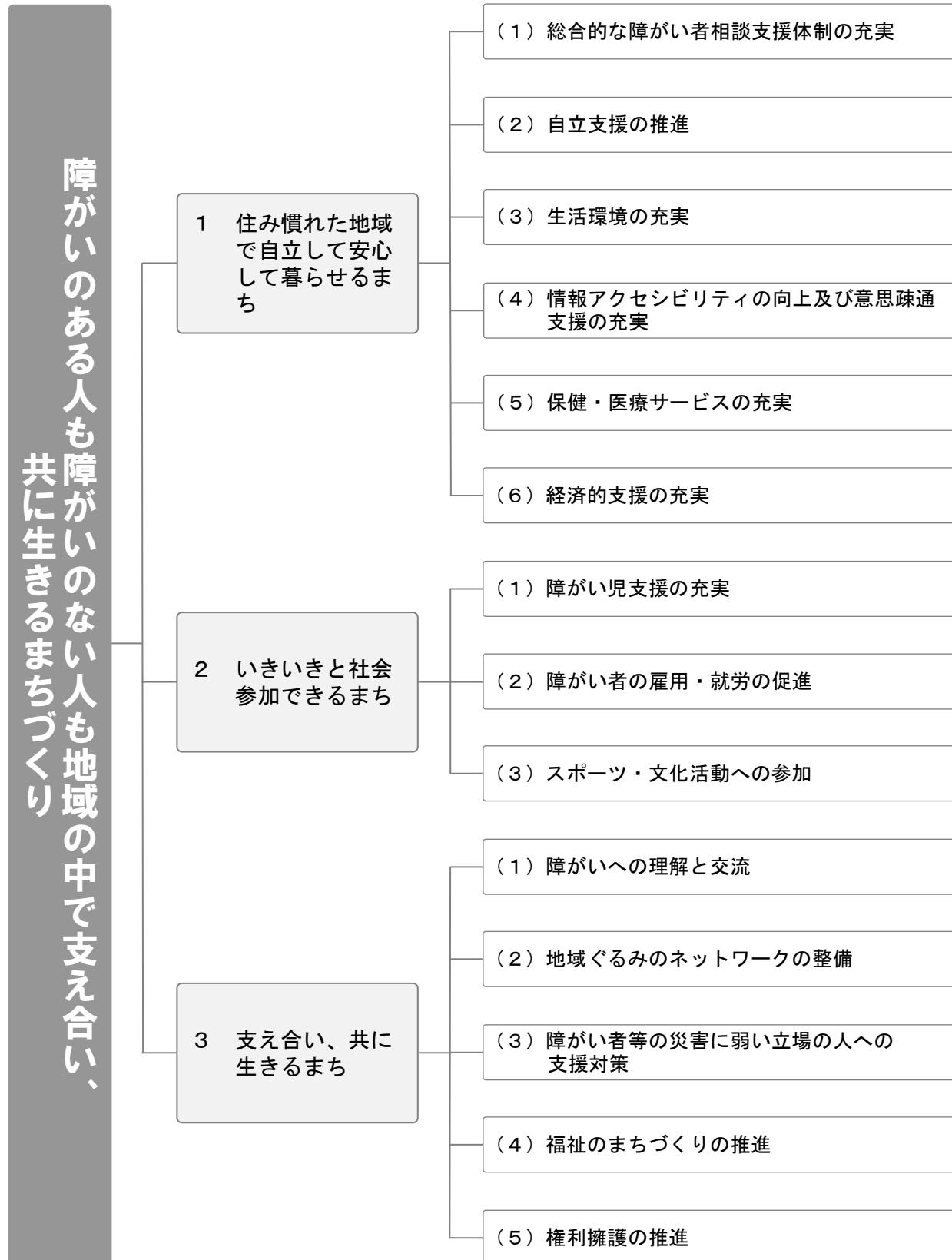
### Ⅲ 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]

障がいのある人も障がいのない人も地域の中でも支え合い、  
共に生きるまちづくり





## 施策の展開

### || 基本目標 1 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち

#### 現状と課題

○障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとするとき、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。

障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査（以下「アンケート調査」といいます。）をみると、相談機能を充実するために必要なことについて、「ひとつつの窓口で用件が済むような総合的な窓口を設置する」が49.1%と最も高く、次いで「相談からサービス利用まで一貫した支援体制を充実する」が42.7%、「身近なところで相談ができるようにする」が34.8%となっています。（p48）

障がいのある人のニーズに応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

○アンケート調査をみると、将来の暮らし方について、「自宅で家族と暮らしたい」が最も高く、自宅での生活の意向が強くなっています。また、地域で自立した生活ができる条件について、「生活費の保障」が3割超えと最も高く、次いで「支援をしてくれる家族」、「働く場」が2割半ばとなっています。（p49、50）

障がいのある人の自立の助長とその家族等の負担や不安を軽減するため、それぞれの障がいの特性や生活に応じた各種サービスの充実や、関係機関が相互に連携し、障がいのある人の地域生活の支援に取り組むことが必要です。また、障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するために、障がいの状況に応じた居住の場や、地域で自立し社会に参加するために必要な移動に係る各種サービスの充実・周知を図ることが必要です。

○近年、情報通信技術の進展により、障がいのある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しており、障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

アンケート調査をみると、福祉サービス等の情報の入手について、「広報など」が35.6%と最も高く、次いで「施設の職員」が23.6%、「ホームページ」が21.3%となっています。また、現在、知りたい情報については、身体障がいで「医療に関すること」が16.5%、知的障がいで「各種障害福祉サービスの利用に関するここと」が27.8%、精神障がいで「悩みが相談できる人や団体、機関について」が20.0%とそれぞれ高くなっています。(p44、45)

こうしたニーズに対応しながら、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

○住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。アンケート調査をみると、現在困ったり、不安に思っていることについて、「健康・医療」が4割超えと最も高く、「経済的なこと」が3割半ばと次いで高くなっています。(p46)

今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な人への対応が増えてくることが見込まれるため、地域生活支援拠点の整備と併せて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

また、経済的に安定して生活していくよう、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

## (1) 総合的な障がい者相談支援体制の充実

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の理念のもと、障がい者一人ひとりの立場に立ってその望みや願いを尊重した、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、障がいのある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められる場合もあり、関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上を図ります。

### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
総合的な障がい者福祉の拠点整備	総合的な障がい者福祉の拠点として、平成15年度から『大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター』(以下「障害福祉センター」という。)を設置し、運営しています。障がい福祉に関するサービスの手続を行う行政窓口としての機能のほか、町民参加による協働の障がい福祉活動の場として、また、障がい者と地域とが交流する場として、活用を図ります。	福祉課
相談支援事業の充実	総合的な障がい者相談支援体制の充実を図るため、平成31年に策定した「大磯町における相談支援の基本指針」により、障がい者や家族からの各種の相談に応じ、保健・医療・福祉サービスや障害者総合支援法等の情報を提供するほか、必要に応じて関係機関との調整を行います。令和5年度から配置している医療的ケア児等コーディネーターなど、対応が困難な個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割などを持つ、総合的な相談業務を進めています。更には計画相談支援を充実するため、指定特定相談支援事業所を拡大すること、また、相談支援員の研修等に努めています。	福祉課
専門的な相談事業の実施	障がい者とその家族の相談に応じます。また、発達に心配な乳幼児などを対象とした療育相談については、子育て担当課の子ども発達相談員と連携し、委託相談支援事業所の専門相談員と共に相談支援を実施します。	福祉課 子育て支援課
福祉施設から地域生活への移行促進及び生活支援	関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、モニタリング等を行い、障がい者の地域生活への移行促進及び移行後の安定した生活に向けた支援に取り組みます。また、移行に向けたグループホームの資源の活用を検討し、体験等を実施検討しています。	福祉課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場において、関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、精神障がい者への地域移行に向けた支援や地域で安心した暮らしができるための支援のあり方を検討していきます。	福祉課

事業名	事業概要	主担当課
「地域自立支援協議会」の運営	地域の相談支援等のネットワークを構築し、地域のニーズや実情に沿った課題の解決に向け協議し、障がい者等の福祉の増進を図ります。	福祉課
計画・相談の連携強化、研修の充実	障がい者や家族からの相談に応じ、個々の心身の状況や家族の状況を踏まえ課題の整理を行い、適切な支援やサービスにつながるよう、関係機関と調整します。また、利用者の目標などを明確にし、共有することで、支援の充実を図ります。また、研修については、定期的に事例検討会を実施し、相談機能の強化に努めます。	福祉課
関係機関・団体等との協議及び連携	障がい者の地域生活を支援する機関の連携を密にして地域の課題を共有化します。自殺対策庁内連絡調整会議により、自殺防止を協議します。	福祉課 スポーツ健康課
自主グループ、ボランティアグループの支援	障がい者や家族の自主グループやボランティアグループに対する支援を行うとともに、育成を図ります。	福祉課 町社会福祉協議会

## (2) 自立支援の推進

### ①在宅生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制の充実を図ります。その中で、障がいのある人の自立の支援とその家族等の負担や不安を軽減するための必要な措置を講じるとともに、関係機関が相互に連携し、障がいのある人の地域生活の支援を行います。

#### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
3障がい共通の制度の適正な運営	障がい者本人の意向を踏まえながら、障がい特性等に応じたサービスの利用を支援します。また、様々な運営主体の福祉サービス事業者の参入を呼びかけ、地域における福祉サービス基盤の整備・充実を図ります。	福祉課
障害支援区分等認定審査会の運営	障害福祉サービス（入所・通所サービス含む。）の支給決定手続きの透明化・公平化を図るとともに、サービスの種類や量等を決定するための判断材料のひとつとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身状態を総合的に表す「障害支援区分」の判定等を行う障害支援区分等認定審査会を運営します。	福祉課
訪問系サービスの充実	障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある障がい者や難病患者の家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活の援助（身体の介助、家事の援助、通院等の介助など）を行います。	福祉課
日中活動系サービスの充実	在宅で生活している障がい者の自立の促進、生活改善、身体機能の維持向上等を図るため、事業所への通所により日中活動の機会と場を確保し、就労支援、社会適応訓練、創作活動等の各種のサービスを提供します。また、「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労継続支援」の各事業を充実させ、医療的ケアが必要な障がい者の日中活動の場を確保します。	福祉課
短期入所の充実	在宅の障がい者を介護している家族が、疾病等のため家庭での介護ができない場合、一時的に障がい者施設への入所利用ができる、介護等の援助を行うサービスを提供します。また、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」により、介護者の負担軽減を図ります。	福祉課
障害福祉サービス等地域拠点事業所配置	湘南西部圏域の3市3町（平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町・中井町）が地域連携を基に支援体制づくりを行うことで、特別な支援が必要な方や緊急的な支援が必要な方が、地域で安心して暮らすためのサービスを実施します。	福祉課

事業名	事業概要	主担当課
補装具及び日常生活用具の給付等の充実	身体上の障がいを補い社会生活を容易にする補装具の交付・修理の充実を図り、制度の周知に努めます。また、障がいのある人、難病患者の日常生活が円滑に送れるよう日常生活用具の給付・貸与について充実を図り、制度の周知に努めます。	福祉課
訪問入浴サービスの充実	家庭において入浴が困難な常時寝たきり又はそれに準じる状態の重度身体障がい者を対象に、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。	福祉課
ふれあい収集事業の実施	高齢者・障がい者世帯で自らごみ集積場所にごみを出すことが困難で、地域や親族等の協力が得られない世帯に対し、声掛けを行いながらごみを収集し、在宅での生活の支援を図ります。	福祉課
福祉人材の確保	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、関係機関と連携するとともに、ボランティア育成事業を支援します。	福祉課

## ②自立のための施設の活用

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送るために、生活基盤として、入所型施設における地域移行等を促進するとともに、町内の社会福祉施設が、障がい者の地域生活支援の拠点としての役割を担うよう活用を図ります。

### 【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
社会福祉施設の入所、通所利用の支援	障がい者本人の意向を踏まえながら、障がい特性等に応じた社会福祉施設の入所、通所による利用を支援します。特に入所施設に関しては、真に入所が必要な障がい者などについて「施設入所支援」事業の利用を促進し、入所の支援を行います。利用者からの相談に応じ、施設情報の提供、利用の調整、あっせんを行います。	福祉課
町内の社会福祉施設の活用	「大磯町地域生活支援拠点等事業実施要綱」をもとに、町内の社会福祉施設が、障がい者の地域自立生活支援の拠点としての役割を担うよう、地域生活支援拠点の整備・充実を図ります。	福祉課
障がい者の緊急支援	社会福祉法人及び現在利用している施設等の協力により、緊急時の障がいのある人への対応を行います。	福祉課
地域生活支援拠点等の整備	障がい者やその家族からの緊急時の相談や受入れなどの機能を持つ「地域生活支援拠点」等を整備し、機能の充実を図ります。	福祉課

### (3) 生活環境の充実

#### ①住まいの確保・整備

障がいの特性に応じた住宅設備の改善など障がいのある人の住まいの確保や体制の整備に努めます。

#### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
障害者住宅整備改良費助成	在宅の重度障がい者又はその保護者が住宅設備をその障がい者に適するように改良する経費を補助します。	福祉課
公営住宅の利用支援	町営住宅や県営住宅への入居について、申込基準や家賃の減免などについて周知し活用を推進します。	福祉課
障がい者グループホーム等の運営等支援	就労あるいは福祉施設等へ通所している知的障がい者や、身体障がい者、精神障がい者が、世話人付きで共同生活をおくるグループホームの運営等について支援します。	福祉課
障がい者グループホームの家賃助成【新規】	グループホームの事業者へ入居に係る家賃の一部を助成し利用者の経済的な負担を軽減することで、障がい者の自立の促進を図ります。	福祉課

#### ②移動支援の充実

外出の際の移動などの支援により、障がいのある人が社会活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

#### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
障がい者施設通所交通費助成【拡充】	地域活動支援センターや就労支援施設等へ通所している人に、通所に要した運賃等を交通費として全額助成します。	福祉課
「移動支援事業」の充実	地域生活支援事業の「移動支援事業」の充実を図り、障がいのある人のためのガイドヘルプサービスを推進します。	福祉課
障がい児者の通学等支援【新規】	移動支援事業の利用において、通学等の目的で個人契約による自費サービスを利用した場合の費用の一部助成を行います。	福祉課
車椅子貸出	家庭において歩行困難な人の移動手段や介護支援のため、車椅子の貸出しを行います。	福祉課 町社会福祉協議会
福祉車両購入費助成	重度身体障がい者に対し、福祉車両の購入費用の一部助成を行います。	福祉課

事業名	事業概要	主担当課
福祉タクシー利用助成	障がいにより移動にハンディキャップをもつ在宅重度障がい者に対し、タクシー利用の助成を行います。	福祉課
神奈川県福祉バスの活用の促進	障がい者のレクリエーション等の団体活動に利用できる神奈川県福祉バス「ともしび号」の利用方法などを周知し、活用を促進します。	福祉課
路線バスの確保	町内を運行する路線バス事業者に対し、運行に必要な経費を補助し、公共交通機関の確保・維持を図ります。	都市計画課

#### (4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

##### ①コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が地域で生活していく上で円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図り、様々なイベント等の地域交流や活動に参加しやすい環境を整えます。

##### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障がい者が病院、学校、公的機関等へ出向く場合、町主催の行事を開催する場合等、必要な意思の疎通を円滑に行えるよう手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	福祉課
手話によるコミュニケーションの普及と手話ボランティアの養成	町民と聴覚障がい者のコミュニケーションを活発化することで、聴覚障がいに関する理解を広げるとともに、手話ボランティアの育成を図ることを目的に手話講習会を開催します。	福祉課 町社会福祉協議会
IT（情報通信技術）の活用支援	障がい者のIT利用を支援する支援技術者やITボランティアの確保に努めます。	福祉課

## ②情報提供の充実

障がいのある人が、その程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう情報提供体制を充実します。

また、関係機関との連携を図り、障がいのある人を中心とした一体的な支援を推進します。

### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
視覚障がい者への情報提供の充実【拡充】	町内のボランティアグループの協力のもと町広報紙を音声媒体に録音し、情報提供の充実に努めます。デジタル機器等を利用し、音声等による視覚障がい者への情報提供の充実に努めます。	政策課
点訳ボランティア、録音ボランティアの養成	視覚障がい者への情報提供の充実のため、点訳ボランティアや録音ボランティアの養成に努めます。	町社会福祉協議会
福祉情報の充実	『大磯町障がい福祉のしおり』など障害福祉サービスの利用に役立つ資料を作成し、情報提供の充実に努めます。	福祉課
障がい者の社会参加に役立つ各種の情報提供の充実	障害福祉センターの諸活動の情報や、福祉関係団体等の活動・行事などの情報、公共施設等の多目的トイレや障がい者駐車スペースの有無など障がい者の外出に役立つ情報の提供に努めます。	福祉課
障害福祉センター情報コーナーの充実	障害福祉センターの情報コーナーを活用して、福祉情報や障がい者の社会参加に役立つ各種の情報を提供します。また、パンフレットの設置等を行い、関係機関の周知に努めます。	福祉課
インターネットを活用した情報提供の充実	町のホームページによる情報提供の充実に努めます。	政策課 福祉課
年金制度等の周知	障害基礎年金をはじめとする各種年金・手当、貸付金などの経済的支援制度について周知に努めます。	町民課 福祉課

## (5) 保健・医療サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。

また、障がいの程度の軽減および障がいの重度化・重複化の予防のため、年金、医療費助成、各種手当による経済的支援を実施します。

### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
保健サービスの充実	病気の予防と早期発見のため、乳幼児から高齢者まで受診しやすい健康診査の実施や健康相談体制の充実を図るとともに、生活習慣病の予防に役立つ健康づくりに取り組みます。また、「こころといのちのサポート事業」を推進し、こころの健康づくり、精神疾患の予防、併せて自殺予防に取り組みます。	スポーツ健康課 福祉課
障がい者に利用可能な医療機関の確保	歯科や耳鼻科診療などの日常的な健康管理について、障がい者が医療サービスを受診しやすい体制づくりに努めます。	福祉課
精神疾患の救急医療体制の周知	精神疾患について夜間・休日の病状の急変に対応できる精神科夜間救急医療体制の周知を図ります。	福祉課
自立支援医療制度等の周知と利用の支援	「自立支援医療制度（更生、育成、精神通院）」について周知と利用の支援を図ります。また、難病に関する「特定疾患・小児慢性特定疾病医療費公費負担制度」について周知を図ります。	福祉課
精神障害者通院医療費助成制度の実施	精神保健福祉手帳3級を所持している人の、自立支援医療（精神通院）費の100分の10の額（一部負担金）のうち10分の3に相当する額を助成します。	福祉課
障害者医療費助成制度の実施	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者で、重度・中度の障がい者を対象として医療費の助成を行います。	福祉課
医療的ケア児に対する支援体制の構築	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進します。また、医療的ケア児や重症心身障がい児の支援体制の充実を図ります。	福祉課

## (6) 経済的支援の充実

サービスを利用する人の負担を軽減するため、経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、対象者に対する十分な周知に取り組みます。

### 【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体に中程度以上の障がいを有する20歳未満の児童を監護養育している父母等に手当が支給されます。	子育て支援課
重複障害者・障害児等手当の支給	在宅の重度障がい者（重複障がい者）等に対し手当が支給されます。	福祉課
利用者負担の軽減措置	障害福祉サービスや障害児通所支援、また補装具に係る月ごとの利用者負担について、世帯状況に応じて、上限額を決定し、負担が重くなりすぎないよう軽減します。	福祉課

## ||基本目標2 いきいきと社会参加できるまち

### 現状と課題

- アンケート調査をみると、児童系サービスの利用状況・利用意向について、放課後等デイサービスが他の児童系サービスよりも突出して高くなっています。また、障がい福祉施策を充実させるために必要なことについて、「保育・療育・教育サービスの充実」を求める声もみられます。(p38、51)  
支援ニーズや地域資源の現状を踏まえ、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要です。また、教育、保育や子育て支援の場で、障がいのある児童と障がいのない児童がともに学び成長する機会の推進も求められます。
- アンケート調査をみると、障がい福祉施策を充実させるために必要なことについて、「働く場、機会の充実」が上位となっています。(p51) 障がいのある人が、充実した社会生活を送る上で、社会の一員として就労の機会を得ることは重要であり、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。  
アンケート調査では、障がい者が働くために必要なことについて、「企業、上司、同僚の理解」が最も高く、次いで「就業の日数や時間、場所などについて多様な就労の形が認められていること」、「障害特性に配慮した職場環境の整備（介助や援助、バリアフリー等）」が高くなっています。一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障がいへの理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。(p32)  
また、全国的に福祉的就労における工賃向上が課題となっており、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等も必要となっています。
- 障がいのある人にとって、スポーツ、文化活動などの余暇活動を行ったり、障がいのない人と交流したりすることは、非常に大切なこととなります。  
アンケート調査をみると、新型コロナウィルス感染症の影響により日常生活で困っていることについて、「運動・スポーツの機会の減少」が16.9%とスポーツの機会が減少していることがうかがえます。(p33)  
身近な地域で継続的にスポーツに親しめるよう、機会の一層の充実や障害者スポーツの更なる振興を図っていくことが必要です。また、芸術文化活動や余暇活動を通じた人との相互交流や障がいの理解について、啓発を図る必要があります。

## (1) 障がい児支援の充実

### ①障がい児療育の充実

障がいのある子どもへの療育・保育・教育の実施に当たっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える体制の整備を図ります。

#### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
障がい児支援体制の整備	障がい児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、障がい児支援の種別ごとに必要量を見込むとともに、「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」と連携を図り、支援体制づくりの強化に積極的に取り組みます。さらに、児童発達支援センターを利用できる体制の確保や児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所で重症心身障がい児を支援する体制の確保など、障がい児へのサービスの提供体制の整備に取り組みます。	福祉課
母子保健事業の推進	母子保健コーディネーターによる妊娠期から子育定期までの切れ目ない支援や乳幼児健康診査の充実を図り、併せて、臨床心理士による「子ども発達相談」を行います。また、発達について見守りが必要な子どもを対象として健診フォローカフェを開催し、子どもの発達を促し、良い親子関係が築けるように支援します。さらに、保健・医療・福祉・教育との連携を図り、切れ目ない支援を目指します。	スポーツ健康課 子育て支援課
障がい児療育の充実	子育て支援総合センターにおいて、発達に支援が必要な子どもに対して、集団遊びを通じた支援や臨床心理士による個別相談を行う「療育相談事業」を行います。また、必要な支援を適時に継続して提供できるように成長や発達状況を記録する「はぐくみサポートファイル」の活用や、「子ども発達支援会議」を開催し、関係機関とのスムーズな情報交換や連携体制を図ります。さらには、身近な環境で支援が受けられるよう、町立幼稚園・保育園では、教育支援員・加配保育士を配置するとともに、臨床心理士が町内各幼稚園・保育園等を巡回し、特別な支援を必要とする子どもの発達促進を支援します。なお、児童発達支援、放課後等デイサービス及び県巡回リハビリテーション事業の利用を促進し、総合的な支援体制の整備を図ります。また、5歳児健康診査「年中児すこやかアンケート」を実施することで、これから迎える小学校での生活がスムーズに送ることができるよう相談支援を行い、学校とも連携を図ります。	子育て支援課 福祉課

事業名	事業概要	主担当課
障がい児支援のネットワークの強化	関係機関、社会福祉法人などの連携を強化し、障がい児とその保護者等を対象とした相談支援、未就学児を対象とした児童発達支援、就学児を対象とした放課後等デイサービスにより継続的な支援を行うことで、障がい児の将来の生活力の向上、その子らしい自立と社会参加を図ります。また、医療的ケアが必要な障がい児への支援のため関係機関等の連携を図ります。	福祉課
障がい児者の相談窓口の設置	障害福祉センターにおいて、障がい児の家族からのサービス等に関する相談に対応します。また、緊急性や専門性を必要とする相談内容の場合は、児童相談所や総合療育相談センター等の相談支援機関へ相談内容をつなげます。	福祉課
子育て自主グループの育成・支援	発達の遅れや障がいのある可能性が認められた子どもの保護者が互いに交流し、子育てに関する心理的負担の軽減を図るため、親の会の育成・支援を行います。	福祉課

## ②障がい児教育の充実

個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めていきます。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

### 【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
障がい児が学びやすい環境の整備	各学校における特別支援教育の充実や学校施設のバリアフリー化、教育支援員の配置など、障がい児が学びやすい環境づくりを推進します。	学校教育課
障がい児への指導内容の充実	個別指導計画を作成し、特別支援学級における個別的指導および交流教育における集団生活への教育支援や社会性の育成等の学習を更に充実させるよう努めます。	学校教育課
インクルーシブ教育の推進【新規】	県のインクルーシブ教育の方針を踏まえ、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学びあう教育を推進します。	学校教育課
教職員の資質の向上及び教育支援員等の配置	特別支援学級担当教員を始めとした教職員及び教育支援員への研修を実施し、一層の資質向上と各学校への教育支援員等の配置を図ります。	学校教育課
相談支援チームによる巡回相談の実施	発達障がい等に関する相談が増えていることから、臨床心理士等の専門家を含めた相談支援チームによる巡回相談を実施し、幼稚園や保育園等での就学に向けての支援相談事業の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
関係機関との連携強化	特別支援学校、教育相談センター等との連携を深め、相談・指導体制の充実に努めます。	学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
交流教育の推進	通常の学級と特別支援学級や特別支援学校(盲・ろう・養護学校)との交流教育のほか、総合的な学習の時間等を利用しての福祉に関する学習等の実施を推進します。	学校教育課
放課後児童対策の推進	放課後等デイサービスにおいて放課後的小中高生の支援を行うとともに、放課後の障がい児の保育の場として、学童保育での受入れに努めます。	福祉課 子育て支援課

## (2) 障がい者の雇用・就労の促進

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般就労や就労先への定着に向けた支援を実施します。

また、障がいのある人が障がいの特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、就労支援施設等において、就労の場の確保を図ります。

### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
福祉ショップの支援及び他分野との協働の支援【拡充】	障がい者の就労機会の拡大と就労継続支援施設などの製品の販売促進等のため、福祉ショップの開設及び運営を支援します。また、農福学官連携事業として、新作パンの製作を行うなど福祉ショップでの取組を行います。また、他分野とも協働し、連携が図られるように支援を行います。	福祉課
就労移行支援事業所との連携 福祉施設から一般就労への移行促進及び定着支援	就労移行支援事業所と連携を図り、障がいのある人の就労を促進・支援します。また、就労移行について、就労援助センターと連携を図り、障がい者の就業機会の確保に努めます。一般就労への移行後は、就労定着支援事業の利用促進を図り、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。	福祉課
障がい者雇用に関する各種援助事業の周知	職業安定所等で実施している障がい者雇用に関する各種の援助事業について、周知します。	福祉課 産業観光課
雇用主に対する理解促進	障がい者団体や商工関係団体等と連携し、町内の企業、商店、事業所等に対し、障がい者の雇用を促進するとともに、事業者への合理的配慮の義務化について周知します。	福祉課 産業観光課
障害者優先調達推進法の促進	公的機関等において、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進していきます。	福祉課

### (3) スポーツ・文化活動への参加

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を推進します。

#### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
障害者スポーツの普及啓発【新規】	障がい分野または特性に応じた幅広い競技種目の振興や障害者スポーツに関する情報発信、パラリンピック、デフリンピックの周知など、障害者スポーツの普及啓発に取り組みます。	福祉課 スポーツ健康課
スポーツ大会への参加支援	スポーツ活動の振興を図るため、身体障がい者、知的障がい者スポーツ大会への参加しやすいよう送迎などの支援を行い、参加者募集の普及活動に取り組みます。	福祉課
日中活動や交流の場の確保【拡充】	障がい者が、生きがいを持って生活できるよう日中活動の支援や交流の場の確保、インクルーシブ（社会的包摶）であることを考慮したイベントの開催を図ります。	福祉課
スポーツ、文化施設のバリアフリー化	障がい者が利用しやすいよう、町内のスポーツ、文化施設のバリアフリー化に努めます。	各公共施設所管課
障がい者スポーツ指導員の養成	障がい者が身近な場所でスポーツに親しむため、各関係団体と協議を行ながら、障がい者スポーツ指導員の養成に努めます。	福祉課
スポーツ施設の利用促進	障がい者団体等が体育・スポーツ施設を利用しやすいように努めます。	各公共施設所管課

## ||基本目標3 支え合い、共に生きるまち

### 現状と課題

○障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

しかし、アンケート調査をみると「障害者差別解消法」の認知度について、当事者においても知らない人が6割半ばとなっており、障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」の認知度について知らない人が7割と高くなっています。(p41)

障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に向けた広報、啓発活動を行っていくとともに、障がいの理解と差別の解消に向けた福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流等により心のバリアフリーを推進し、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組が必要です。

○核家族化や単身世帯の増加等の世帯状況の変化やIT技術の発展による生活領域の拡大、住民の価値観の多様化などによって地域のつながりが弱まり、これまで家庭や地域が対応してきた身近な生活課題に対する支援が必要となっています。

アンケート調査においても、地域との関わりについて、「いざという時のためにご近所との付き合いを大切にしたい」が50.2%と最も高く、地域の支えが必要とされています。(p36)

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える支援体制の充実を図っていくことが求められます。

○アンケート調査を見ると、災害時への備えで力を入れてほしいことについて、

「避難先での医療・治療体制の整備」「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」などの意見が上位に挙がっています。(p40) また、「避難行動要支援者登録申請」の認知度について、知らない人が7割となっています。今後の「避難行動要支援者」への登録は、登録したい人が3割となっており、特に知的障がいで登録したい人の割合が高くなっています。(p39) 今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

また、要配慮者等が必要とする支援を提供するため、避難行動要支援者登録をさらに推進していくことが必要です。

○障がいのある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。

アンケート調査を見ると、「成年後見制度」の認知度について、「成年後見制度」を知らない人が約3割となっています。また、「成年後見制度」の活用について、「活用したいと思わない」が27.0%となっており、活用しない理由について、「親族や自分でなんとかしたい」が最も高くなっています。(p41、42) 判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心・安全な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが重要です。

○その他、安心して生活できる環境の形成に向けて、公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を引き続き推進していくことも必要です。

## (1) 障がいへの理解と交流

障がいを理由とする差別や偏見の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるともに、様々な合理的配慮に向けた取組を進めます。

### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
インクルーシブ教育の推進【再掲】	県のインクルーシブ教育の方針を踏まえ、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学びあう教育を推進します。	学校教育課
障がい者と町民の理解と交流の促進	庁内で連携を図り、障害福祉センターで、障がい者が主体となった活動を積極的に支援し、障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流する活動を行います。	福祉課
町民参加による普及啓発事業の実施	「横溝記念まつり」等の普及啓発事業を町社会福祉協議会、障がい者団体等と連携して実施します。また、「障害者週間(12月3日~9日)」を中心に啓発活動を実施します。	福祉課 町社会福祉協議会
障がい者福祉研修会等の開催	障がい者について理解を深めるための研修会などを開催します。	福祉課

## (2) 地域ぐるみのネットワークの整備

年齢や障がいの有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく地域共生社会の実現を目指し、障がいのある人がいきいきと生活できるネットワークづくりを推進します。

### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
地域共生社会の実現に向けた取組	地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、障がい者及びその世帯が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等関係機関との連携を図ります。	福祉課
重層的支援体制の整備 【新規】	分野を超えた連携体制を強化するため、これまで各分野における制度の対象外となっていた、複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげができる体制の構築を進めます。	福祉課
地域ぐるみのネットワークの整備	地域の様々な社会資源を結びつけて調整を行うケアマネジメント体制を推進するため、主要関連機関（地元企業、教育機関、医療機関、介護保険事業所、障がい者福祉機関、ボランティア等）のネットワーク化に取り組みます。また、特に町内の社会福祉施設及びサービス提供事業者には、積極的に地域と関わり互いに連携して福祉サービスを提供していくことを求めます。	福祉課 町社会福祉協議会
民生委員・児童委員との連携	地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員との連携強化に努めます。	福祉課
障がい者団体の活動促進	町内に在住する障がい者を対象に、障がい者団体が行う様々な障がい者福祉活動への支援を行います。	福祉課
ボランティア、NPO法人等の民間活動との連携	福祉の柱となるボランティアやNPO法人等の多様な民間活動との連携強化を図り、多くの事業展開に努めます。	福祉課

### (3) 障がい者等の災害に弱い立場の人への支援対策

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、防災対策を進めます。災害時の避難を地域で支援できるよう、個別避難計画の策定に向け必要な避難支援の情報の把握や、災害情報の提供、避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

#### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
町内の社会福祉施設等との防災協定の締結	災害時に、障がいの程度や病状等により、避難所等での生活が困難な要配慮者を適切な施設等で受入れできるよう、必要な支援内容などを整理し、支援体制の構築に向けた検討を行います。	福祉課 危機管理課
災害時の障がい者生活必需品の供給体制の整備	要配慮者特有の生活必需品など、障がい者関係事業者等と協定の締結を含め、供給体制の整備を図ります。	福祉課
避難行動要支援者の安否確認・支援体制の取り組み	地域での支援体制の整備を図ります。また、避難行動要支援者情報を個人情報に配慮し、町、自治会および民生委員・児童委員や消防団等の役割分担を明確にした上で共有を行い、地域における安否確認、避難体制の確立に努めます。	危機管理課 福祉課
N E T 119緊急通報システム及び119番FAX通報装置の活用	聴覚、音声機能、言語、そしゃく機能障がい者が利用する緊急通報システム（NET119、FAX）の導入状況及び使用目的の掲載を行い、周知を図ります。	消防本部 福祉課
災害時の医療ケア体制の整備	関係機関と連携し、災害時の医療ケア体制の整備を図ります。	スポーツ健康課 危機管理課
啓発・広報活動の実施	民生委員を通じて避難行動要支援者制度について周知を実施しています。	福祉課 危機管理課
防災情報の配信	災害情報や防災行政無線情報などを配信する、おおいそ防災・行政ナビやメール配信サービス等の普及に努めます。	危機管理課

## (4) 福祉のまちづくりの推進

公共施設等においてバリアフリー化及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉的なまちづくりを推進します。

また、「大磯町バリアフリー基本構想」に基づき事業を推進します。

### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
公共施設等のユニバーサルデザイン化【拡充】	町の公共施設等においては、誰もが利用しやすいトイレやスロープ等の配慮・整備を図ります。また、インクルーシブ遊具・バリアフリービーチについても検討します。	各公共施設所管課

## (5) 権利擁護の推進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

また、障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

### 【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
人権意識の普及・啓発、障害者差別解消法の推進	障がい者を含む全ての住民の尊厳が守られる社会を目指して、人権意識の普及・啓発に努めます。また、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。	福祉課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の情報提供を行うとともに、成年後見制度の利用が困難な状況にある障がい者に対し利用の支援を図ります。	福祉課 町社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の実施	地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の預かりなどの生活支援を町社会福祉協議会で実施しています。	福祉課 町社会福祉協議会
虐待防止対策の推進	虐待防止のネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。	福祉課 町社会福祉協議会
虐待の早期発見・防止	「障がい者虐待防止センター」として、関係機関と連携し、障がいのある人への虐待の防止、養護者への支援に努めています。	福祉課



## 第7期障がい福祉計画

### 1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	国の指針に準じ、施設入所者の地域生活への移行を進める (令和4年度末時点の施設入所者数36人)	34人
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	国の指針に準じ、「日中活動の場」の確保に努め地域生活への移行を進める (令和4年度末時点の施設入所者数36人)	3人

#### 目標実現に向けた取組

入所者や家族の意向を踏まえ、グループホームを利用する等により地域生活への移行を進めます。その際、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、基幹相談支援センターの相談支援機能を強化し、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームの運営費の補助や家賃助成などの「住まいの場」の運営を支援する取り組みを行うとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の確保に努めます。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16人	16人	16人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	2人	3人	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	2人	3人	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	18人	19人	20人	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	
精神障がい者の生活訓練の利用者数	1人	1人	1人	

### 目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

関係者の協議の場として地域ケア会議に基幹相談支援センターが参加し、町内外の関係機関とも連携し、協議を進めるとともに、本町においては精神障がい者が増加傾向にあることを鑑み、グループホームや自立生活援助の提供を確保し、精神障がい者の自立支援の充実を図ります。

### (3) 地域生活支援の充実

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の指針に準じ、地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行う	地域自立支援協議会で地域生活支援拠点等の充実に対する協議を行う
強度行動障害への支援体制整備	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	国の指針に準じ、大磯町として基幹相談支援センターと連携し現状の把握に努める	地域自立支援協議会で強度行動障害の支援に対する協議を行う

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数の年間の見込み数	1回	1回	1回

#### 目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、強度行動障がいを有する者も含め、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、「大磯町地域生活支援拠点等事業実施要綱」に基づき、地域の事業者等と具体的な協議を行い、整備を進めます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績4人)	7人
就労移行支援における移行者	令和8年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績3人)	4人
就労継続支援A型における移行者	令和8年度までに、令和3年度実績の1.29倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績0人)	1人
就労継続支援B型における移行者	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績1人)	2人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合	令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合を50%以上	国の指針に準じ、大磯町として、就労移行支援事業所と連携し、一般就労に向けた総合的な支援に努める	—
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.41倍以上	国の指針に準じ、大磯町として、就労定着支援事業所と連携し、就労継続に向けた総合的な支援に努める (令和3年度実績1人)	2人 (2.0倍増)
就労定着支援事業の就労定着率	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上	国の指針に準じ、就労定着に向けた支援の充実に努める	—

### 目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図ります。

また、精神障がい者の増加に伴い、就労支援のニーズが今後高まることが見込まれることから、ハローワークや基幹相談支援センターと連携し、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援の充実を図り、一般就労への移行を進めます。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和8年度末までに、市町村又は圏域において、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置	国の指針に準じ、基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実を図る	地域自立支援協議会で相談支援体制の充実・強化に対する協議を行う

活動指標				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	1回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回	1回
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	1人
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	1回	1回	1回
	参加事業者	3事業者	3事業者	3事業者
	機関数	1回	1回	1回
自立支援協議会の専門部会の設置数	設置数	3	3	3
	実施回数	3回	3回	3回

### 目標実現に向けた取組

本町は既に基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターを中心とした事例検討会の開催や医療的ケア児等コーディネーターの配置、町内の相談支援事業所との連携の充実など、相談支援体制の充実を図ってきました。今後も体制の充実を図り、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

その他、二宮町・大磯町自立支援協議会の部会における地域課題の解決に向けた活動の活性化を図り、充実に努めます。

## (6) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	国の指針に準じ、質の向上に向けた研修への参加や事業者への情報発信に努める	研修への参加や適正な給付費の請求を促す取組を検討

活動指標				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	検討	検討	検討	

### 目標実現に向けた取組

障害福祉サービス等の質の向上策として、町職員に向けた障がい特性や相談援助技術、障害福祉サービスの内容等の研修への参加を検討していきます。事業者に対しては、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析を事業者に提供し、適正な給付費の請求を促す取組について検討を行います。

## Ⅱ 2 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	4	4	4	4	4	5
	時間分	57	62	75	66	66	83
重度訪問介護	人分	0	0	0	1	1	1
	時間分	0	0	0	10	10	10
同行援護	人分	3	2	2	3	4	5
	時間分	13	16	20	11	15	19
行動援護	人分	0	0	0	1	1	1
	時間分	0	0	0	4	4	4
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月のもの(令和5年度のみ7月の実績)

## ② 見込量確保の方策

- 居宅介護、同行援護では、今後のサービス需要の増大にあわせ、事業所との連携や人材確保に向けた助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図り、事業者情報の提供を積極的に行います。

## (2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援 A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に関わるものも療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

## ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	72	70	71	80	82	84
	人日分	1,522	1,463	1,480	1,635	1,676	1,717
自立訓練 (機能訓練)	人分	1	0	1	1	1	1
	人日分	7	0	5	21	21	21
自立訓練 (生活訓練)	人分	1	1	1	1	1	1
	人日分	9	5	10	18	18	18
就労移行支援	人分	6	10	10	13	15	18
	人日分	119	194	200	260	300	360
就労継続支援 (A型)	人分	4	5	6	6	7	8
	人日分	77	99	115	121	141	162
就労継続支援 (B型)	人分	61	66	65	68	70	72
	人日分	1,110	1,134	1,150	1,244	1,281	1,318
就労定着支援	人分	0	2	4	4	5	6
就労選択支援	人分				—	1	1
療養介護	人分	4	4	4	4	4	4
	人分	9	8	9	9	10	11
福祉型短期入所	人日分	112	67	95	99	110	121
	人分	0	0	0	0	0	0
医療型短期入所	人日分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月のもの(令和5年度のみ7月の実績)

## ② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。
- 就労支援については、精神障がいのある人の増加に伴いニーズが高まっている傾向がみられるため、今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。
- 就労選択支援においては、事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を行います。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人分	27	30	33	35	37	40
施設入所支援	人分	38	36	36	36	35	34

※各年度3月のもの(令和5年度のみ7月の実績)

#### ② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービス利用の支援体制の整備を図ります。
- グループホームの設置を促進するに当たり、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への周知・啓発を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

## (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	173	188	191	204	213	222
地域移行支援	人分	0	0	0	1	2	3
地域定着支援	人分	0	0	0	1	2	3

※各年度3月のもの(令和5年度のみ7月の実績)

### ② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言、情報収集、人材育成などをを行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。

## Ⅲ 地域生活支援事業の見込量

### (1) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ7月時点の実績をもとに推計

#### ② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援において、中核的な役割を担う基幹相談支援センターを拠点とした、障がいの種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、包括的かつ予防的な相談支援体制の充実を図ります。

## (2) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	福祉サービスの利用において、自己の判断で適切に利用することが困難な知的障がいや精神障がいのある人に対し、親族がいない場合などに、成年後見制度利用の申立費用及び後見人等の報酬を助成します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	0	0	1	1	1

※令和5年度のみ7月時点の実績をもとに推計

### ② 見込量確保の方策

- 成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対する支援として、事業を継続します。
- 成年後見制度の相談や支援の周知を行うとともに、継続的な情報提供により成年後見制度の利用を促進します。

## (3) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚等に障がいのある人の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者の派遣及び手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者の派遣を実施します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	8	8	7	8	8	8
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ7月時点の実績をもとに推計

### ② 見込量確保の方策

- 手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、聴覚等に障がいのある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

## (4) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具 給付等事業	日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）などの給付を行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	給付 者数	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	給付 者数	4	1	0	4	4	4
在宅療養等支援用具	給付 者数	3	3	4	5	5	5
情報・意思疎通 支援用具	給付 者数	2	2	3	4	4	4
排泄管理支援用具	給付 者数	603	628	650	655	660	665
居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	給付 者数	0	0	1	1	1	1

※令和5年度のみ7月時点の実績をもとに推計

### ② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報、福祉・医療関連製品等の情報収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び利用に関する情報提供を行い、利用を支援します。

## (5) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	社会生活上必要な外出等、障がい者（児）の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	実利用者数	21	18	20	22	24	26
	延べ利用時間数	2,284	1,584	1,760	2,028	2,213	2,397

※令和5年度のみ7月時点の実績をもとに推計

### ② 見込量確保の方策

- 「大磯町移動支援事業実施ガイドライン」の周知を進めるとともに、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施等、移動支援の充実を図ります。

## (6) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、社会との交流促進、普及啓発等の機会を提供します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実利用者数	6	4	5	6	7	8

※令和5年度のみ7月時点の実績をもとに推計

### ② 見込量確保の方策

- 障がいのある人が創作的活動や生産活動を行いながら、自己実現を図り、地域との交流の場として、今後も充実させていくよう支援します。

## (7) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	介護者が、日中介護することができないとき、障がいのある人の日中に おける活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者の自宅へ巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	5	3	4	5	6	7
訪問入浴サービス事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1

※令和5年度のみ7月時点の実績をもとに推計

### ② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情等を勘案し、サービスを必要とする人への配慮を行いながらサービス利用の支援を図ります。



## 第3期障がい児福祉計画

### 1 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

#### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	国の指針に準じ、児童発達支援センターを確保する	1か所
障がい児の地域社会へのインクルージョン(参加・包容)の推進体制の構築	令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会へのインクルージョン(参加・包容)を推進する体制を構築することを基本	国の指針に準じ、大磯町として、障がい児通所支援事業所と連携し、障がい児の地域社会への参加・包容に向けた総合的な支援に努める	地域自立支援協議会で障害児の地域社会への参加・包容に向けた協議を行う
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	国の指針に準じ、保育所等訪問支援の提供体制の確保に努める	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	国の指針に準じ、児童発達支援事業所の確保に努める	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	国の指針に準じ、放課後等デイサービス事業所の確保に努める	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	国の指針に準じ、圏域で行っている協議の場を引き続き確保する	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	国の指針に準じ、医療的ケア児等コーディネーターを確保する	1名を維持

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングの受講者数	6人	6人	6人

#### 目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、近隣市町の障害児通所支援事業所や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携していきます。

障がい児の家族支援に当たっては、ペアレントトレーニングを実施し、発達障がいのある子どもの保護者だけでなく、育児に不安のある保護者、良い仲間関係が築けずにいる保護者の支援に努めます。

また、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターと関係機関等が連携し、調整等の支援を行います。

## Ⅱ 障がい児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問 支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発 達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支 援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人分	21	32	26	30	32	35
	人日分	199	269	280	323	345	377
放課後等デイサービス	人分	58	68	80	85	90	95
	人日分	549	590	630	669	709	748
保育所等訪問支援	人分	0	3	3	4	5	6
	人日分	0	6	6	8	10	12
居宅訪問型児童発達支 援	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	1	1	1
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人分	78	100	105	117	124	132
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人	0	0	1	1	1	1

※各年度3月のもの(令和5年度のみ7月の実績)

## ② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。
- 特に需要の増加が見込まれる放課後等デイサービスは、サービス提供に関わる事業所・人材を確保・育成するとともに、幅広いサービス提供事業者の参入の促進とサービスの質の向上を目指していきます。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等との連携を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図ります。

## Ⅲ 子どもの発達を支援する取組の展開

### (1) 早期発見の促進

#### ①関係機関の連携強化

早期発見が早期支援に結びつくように、関係機関等と連携した総合的な支援体制の充実に努めます。

#### ②相談体制の強化

早期支援を行うために、保護者の不安に寄り添い、保護者の主体性に基づいた相談体制の充実に努めます。

### (2) 療育支援の拡充

#### ①質の高い専門的な療育の提供

保健センターや子育て支援総合センターを中心に子どもの障がいの状態及び発達の過程・特性等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援していきます。

療育の利用を希望する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、機能や発達支援に携わる職員の専門性の向上に努めるとともに、児童発達支援事業所等の利用を促進します。

#### ②福祉サービスの充実

発達に支援が必要な子どもが継続的に十分な支援を受けることができるよう利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所の確保を行います。サービス提供に当たっては、関係機関との連携を図りながらサービスの充実を促進していきます。

人工呼吸、経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターと関係機関等が連携し、調整を行います。

### (3) 家庭支援の充実

#### ①発達特性の理解の促進と充実

専門職による教育・心理・発達相談の充実を図ります。

#### ②相談体制の強化・促進

幼稚園、保育所、学校等における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などの調整を図り、様々な福祉サービスや母子保健施策、子育て施策を勘案した相談体制の強化を促進します。

#### ③保護者の子育て支援

保健センター、子育て支援総合センター、学校等が連携して、保護者に対して家庭訪問やペアレントトレーニング等を実施することで、家庭での子どもの育ちを支える力をつけられるように支援します。

### (4) 地域支援の構築

#### ①相談支援体制の充実

発達に支援が必要な子どもが、健やかに成長し、発達できるよう、地域での子どもを見守る体制の充実に努めます。

#### ②関係部署での連携強化

発達に支援が必要な子どもが、利用するサービスや地域の居場所は様々であり、関係機関で必要な情報共有の促進を図ることで、統一性のある支援体制の充実に努めます。

## (5) 教育支援の充実

### ①就学相談・支援体制の充実

就学予定の支援が必要な子どもが、それぞれの教育的ニーズに応じて適切な学びの場を選択できるよう、保護者との合意形成を目指した就学相談に努めます。

### ②教育相談の充実

支援の必要な子どもにとってよりよい支援が得られるように、教育研究所所属の臨床心理士による保護者相談、あるいは行動観察を踏まえた教育関係者への心理学的助言が得られるよう、教育相談体制の充実に努めます。



## 計画の推進

### 1 計画の推進

全ての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもって生き生きと暮らしていくことができる地域社会を実現するため、福祉部門と他の部門がより連携を深めながら、障がい者施策を計画的に推進します。また、広く住民の参加と理解・協力を得て、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、本計画の推進に当たって、障害福祉サービス事業者、関係機関、地域及び障がい者団体等との連携を強め、二宮町・大磯町障害者自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの一層の構築に努めます。

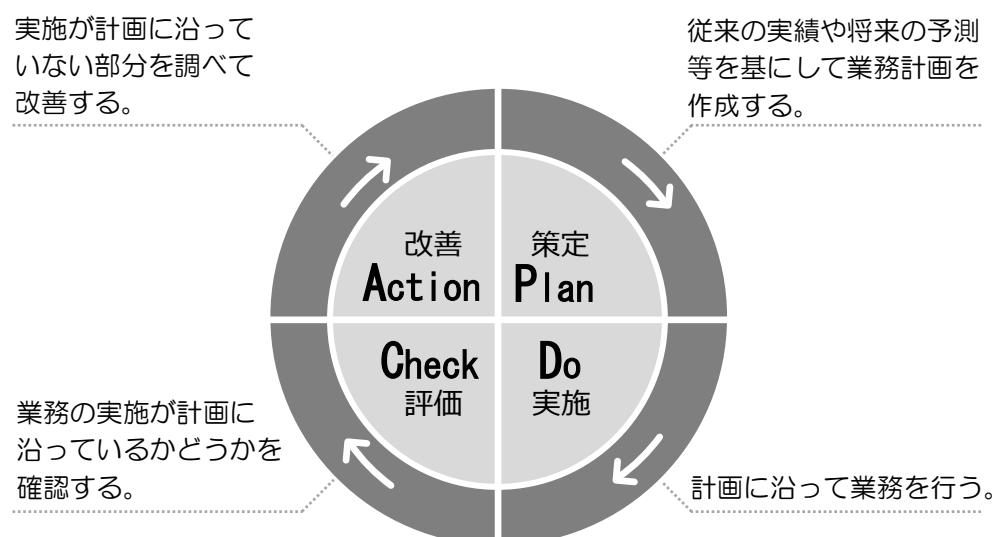
### 2 計画の進行管理

基本指針を踏まえ、障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるP D C Aサイクルによる評価と見直しを行います。

本計画に基づく事業の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、事業の充実・見直しを検討する等、P D C Aサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

二宮町・大磯町障害者自立支援協議会において、定期的に各事業の進捗状況や実績を把握し、分析・評価を行い、各事業の着実な進行管理と障がい者施策の推進に努めます。

P D C Aサイクルのイメージ





## 資料編

### 1 策定経過

開催日等	内容
令和4年11月28日 ～令和4年12月23日	大磯町障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施
令和5年7月28日	第1回大磯町障がい者福祉計画策定委員会 ・次期大磯町障がい者福祉計画の策定概要 ・大磯町の障がい者の概況 ・次期計画に策定に向けた課題整理
令和5年10月5日	第2回大磯町障がい者福祉計画策定委員会 ・大磯町障がい者福祉計画素案について
令和5年11月15日 ～令和5年12月14日	パブリックコメントの実施
令和6年1月31日	第3回大磯町障がい者福祉計画策定委員会 ・大磯町障がい者福祉計画案について

## || 2 策定委員会

### (1) 大磯町障がい者福祉計画策定委員会規則

平成 26 年 3 月 12 日大磯町規則第 4 号

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、大磯町附屬機関の設置に関する条例（昭和 30 年大磯町条例第 16 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定により設置された大磯町障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、条例第 3 条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく障がい者のための施策に係る基本的な計画に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

#### (委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体のうち、町長が必要と認める団体の長が推薦する者
- (3) 障がい者福祉施設のうち、町長が必要と認める団体の長が推薦する者
- (4) 大磯町社会福祉協議会が推薦する者
- (5) 大磯町民生委員児童委員協議会が推薦する者
- (6) 公募町民
- (7) 特別支援学校のうち、町長が必要と認める学校の長が推薦する者
- (8) 平塚保健福祉事務所が推薦する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定を終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、障がい者福祉計画策定主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

## (2) 大磯町障がい者福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

No.	委 員	団 体 名
1	ほそだ みわこ ○細田 満和子	星槎大学 教授
2	てらさわ ひろむ 寺澤 弘	大磯町身体障害者福祉協会
3	のぐち ふみこ 野口 富美子	大磯町手をつなぐ育成会
4	くらかの としこ 倉鹿野 俊子	湘南あゆみ会
5	はざわら かつみ ◎萩原 勝己	社会福祉法人 素心会
6	すえむら こうすけ 末村 光介	社会福祉法人 おおいそ福祉会 かたつむりの家
7	ほそずみ こうじ 細住 孝次	社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会
8	かとう よしのり 加藤 喜規	大磯町民生委員児童委員協議会 障がい者部会
9	まつとり けいじ 松鳥 圭児	公募町民
10	くまき ひろし 熊木 博	公募町民
11	はしづめ きょうこ 橋爪 京子	神奈川県立湘南支援学校
12	あらい りつこ 新井 律子	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課
13	やなぎ だ えいじ 柳田 栄治	大磯町市民福祉部福祉課
14	やました まさ や 山下 優弥	大磯町市民福祉部子育て支援課
15	たかしま めぐみ 高島 恵	大磯町市民福祉部スポーツ健康課
16	ながおか ちあき 長岡 千明	大磯町教育委員会教育部学校教育課

◎: 委員長 ○:副委員長

### || 3 用語解説

あ行	
医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。
インクルーシブ教育	国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが、自分らしく学び、成長することができる教育のこと。
か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことの目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
グループホーム	障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、地域で共同生活を営む住居。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な障がい者等の代わりに、代理人が権利を表明すること。
高次脳機能障がい	けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障がいが出て日常生活や社会生活に支障を来す状態のこと。
合理的配慮	障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。

さ行	
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
児童福祉法	児童の福祉を保障するための法律。 18歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障がいのある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等の障害福祉サービスについて規定している。
社会的障壁	障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
重症心身障がい	発達期までに生じた重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せ持つ状態。
障害支援区分	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分1から区分6の障害支援区分が定められている。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。障害児通所支援事業者の指定は都道府県が行う。
障害者基本法	障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を規定している。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。 平成17年に成立した障害者自立支援法が平成24年に改正され、平成25年4月1日から施行された法律。 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害のある人及び障害のある子どもの福祉に関する法律と相まって、障がいのある人及び障がいのある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

障害福祉サービス	国が障害者総合支援法により定める障がいのある人に提供される行政サービスをいう。 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助から成り、これらは原則障がいのある人等からの申請に基づき、市町村により支給される。
情報アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる度合いのこと。
自立支援医療制度	障がい者が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を給付すること。身体障がい者を対象とした「更生医療」「育成医療」と、精神科への通院している者を対象とした「精神通院医療」の3種類がある。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、身体障がいのある人に交付される手帳。障がいの種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいのある人に交付される手帳。重度の側から1級から3級の等級が定められている。
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
た行	
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進を図る通所施設で、障がい者の地域生活を支援する場所。
地域（障害者）自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき相談支援事業をはじめ地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場。 本町では二宮町と共同で設置しているため、二宮町・大磯町障害者自立支援協議会という名称である。
地域生活支援拠点等	グループホームや障害者支援施設、基幹相談支援センターなどを拠点として、障がいのある人が地域で生活するため必要となる支援（①相談支援、②短期入所など緊急時の受け入れ・対応、③地域生活を体験する機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の機能を併せ持った施設（拠点施設を設けず複数機関に機能を分散する面的整備型もある。）。

地域生活支援事業	障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて障がいのある人が自立て生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により効果的・効率的に行う事業。「必須事業」と「任意事業」に分かれる。
地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。
特別支援学級	小学校、中学校等において、知的障がいや情緒障がい等のある児童生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられた。
<b>な行</b>	
難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
日常生活用具	障がい児者や難病患者の円滑な日常生活を支援するための用具。
<b>は行</b>	
発達障がい	生まれつき脳の一部に障がいがあるため、発達の方が通常の子どもと異なる障がい。自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障がい（社会性の発達・コミュニケーション能力に障がいがあるなど）、学習障がい（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものだけができるなど）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）などが含まれる。

バリアフリー	生活環境において、高齢者や障がいのある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。
バリアフリービーチ	海用の車椅子や砂浜に仮設道具を使用することで、ビーチにおける施設面でのバリアをなくし、障がいのある人も気軽に海を楽しむことができる催し。
ペアレントトレーニング	親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親が子どもの養育技術を身につけるためのトレーニング。
補装具	身体障がい者（児）や難病患者の失われた部位あるいは障がいのある部位を補って、円滑な日常生活を支援するための用具。
<b>や行</b>	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別等の違い、障がいの有無や能力の差等を問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報等の設計（デザイン）のこと。
要約筆記	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。
<b>ら行</b>	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
療育	発達に何らかの支援が必要な子どもとその保護者を対象に、医療、保健、福祉など様々な側面から相談に応じ、子どもの発達を最大限に引き出す支援を行うこと。
療育手帳	知的障がいのある人に対して一貫した相談・指導を行い、各種サービスを受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの状況により、神奈川県では4段階に区別している。

## 4 障がい者に関するマーク

※掲載のマークは一例です。

身体障害者ための国際シンボルマーク	
	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※すべての障がい者の方を対象としているマークです。
盲人のための国際シンボルマーク	
	世界盲人連合会で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。 信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。
身体障害者標識（身体障害者マーク）	
	肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	
	政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
耳マーク	
	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。

## ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務づけられています。

## オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。  
オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

## ハート・プラスマーク



内臓に障がいのある方を表しています。  
心臓疾患などの内部障がい・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。  
そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

## 手話マーク・筆談マーク



手話や筆談で対応をお願いしたり、手話や筆談で対応できること、手話ができる人がいることを示すマークです。

## ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

資料：神奈川県ホームページ

大磯町障がい者福祉計画  
(第3次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

発 行： 令和6年3月  
企画・編集： 大磯町 町民福祉部 福祉課  
〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183  
電 話： 0463-61-4100（代表）  
フ ァ ク ス： 0463-61-1991





